

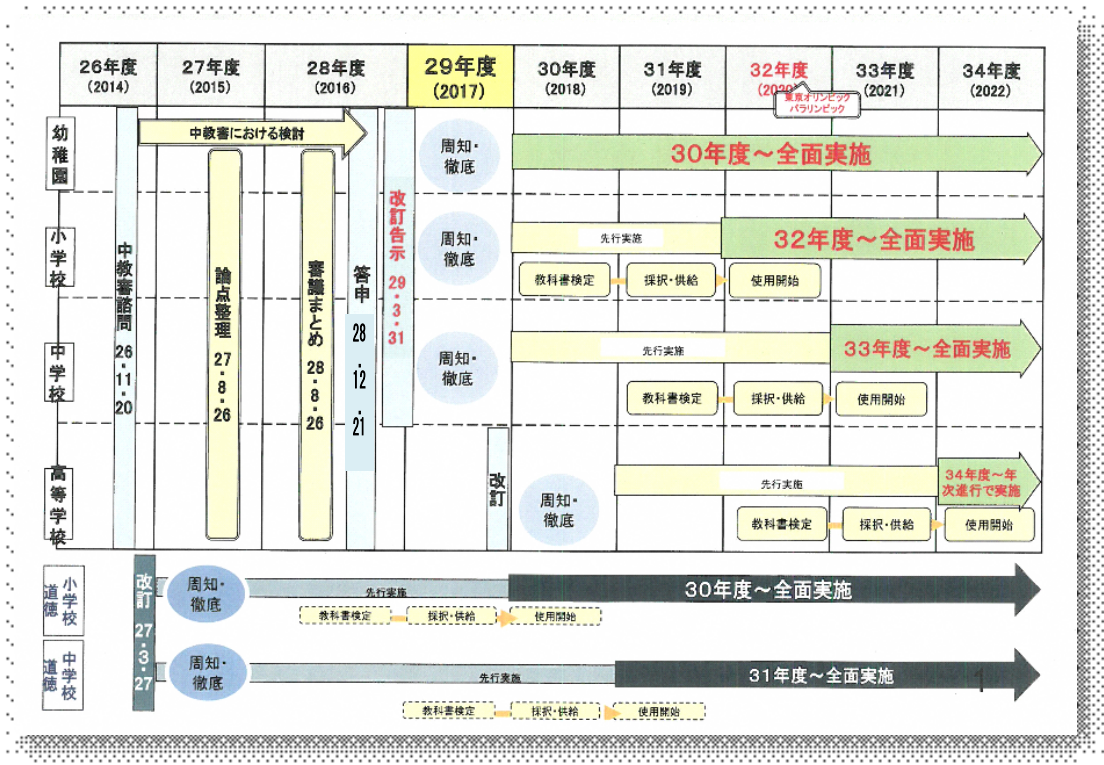
小中学校学習指導要領(平成29年3月告示)対応資料 Q & A〔令和2年2月改訂〕



- この資料は、令和2年2月20日に一部改訂しました。
新学習指導要領の理念や内容、教員の疑問等に答えるQ&Aの形式で、各教科等に分けて作成しておりますので、各種研修等で積極的に活用してください。

福島県教育委員会

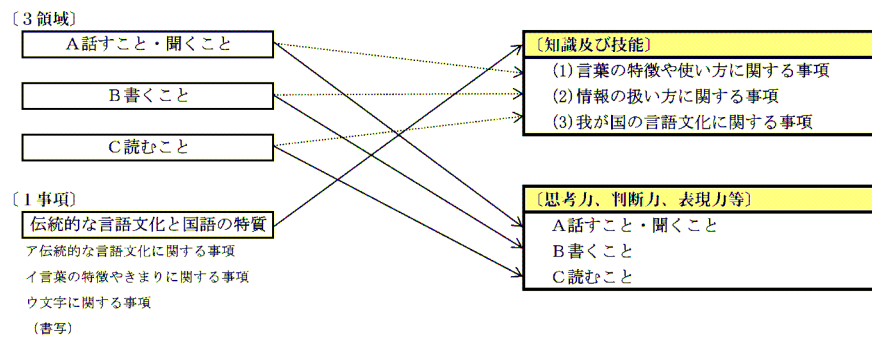
今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール



新学習指導要領Q & A [国語] (小)

1 国語科の内容の構成が変わると聞いたが、どのように変わるのか。

育成したい資質・能力が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って整理されたことを踏まえ、従前、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕で構成していた内容を、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕で整理された。



2 『小学校学習指導要領解説 国語編』を見ると、「知識及び技能」と〔知識及び技能〕、「思考力、判断力、表現力等」と〔思考力、判断力、表現力等〕のように、同じ言葉が「 」と〔 〕で書かれてある。どのような違いがあるのか。

「 」は資質・能力を、〔 〕は指導事項を表している。『解説』P7 に以下のような文があるが、前者は指導事項である〔知識及び技能〕を、後者は資質・能力である「知識及び技能」を意味している。

この〔知識及び技能〕に示されている言葉の特徴や使い方などの「知識及び技能」
指導事項 **資質・能力**
 は、個別の事実的な知識や一定の手順のこののみを指しているのではない。

3 国語科の目標は、どのように変わるのか。

国語科で育成を目指す資質・能力を「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」と規定し、国語科は、国語で理解し表現する言語能力を育成する教科であることが示された。また、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理され、このような資質・能力を育成するためには、児童が「言葉による見方・考え方」を働かせることが必要であることが示された。

学年の目標についても、従前、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の領域ごとに示していた目標を、教科の目標と同様に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理された。

4 国語科の目標に「言葉による見方・考え方を働かせ」とあるが、これはどのようなことか。

このことについて『解説』では、「対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることである」(P12・154)と説明している。換言すれば、言葉で表されている話や文章を、意味や働き、使い方などの言葉の様々な側面から総合的に思考・判断し、理解したり表現したりすること、また、その理解や表現について、改めて、言葉に意識的に注目して吟味することである。

このことは、話や文章を理解したり表現したりする際には当然に必要なものである。今回、「言葉による見方・考え方」という新たな言葉が提示されたが、これまでの国語教育にはなかった、何か新しいものが加わったというわけでは全くないことを押さえない。

5 指導事項に示された資質・能力と「言葉による見方・考え方」との関係を教えてほしい。

資質・能力と見方・考え方は密接に関わり合っている。「言葉による見方・考え方」を働かせることで、より資質・能力が身に付くようになることを目指している。

指導事項に示す資質・能力を身に付けることが第一であり、「言葉による見方・考え方」を働かせることは、あくまでもそのための手段である。この手段が目的化しないよう、つまり、「言葉による見方・考え方」を働かせることに主眼を置きすぎて、肝心の指導事項の指導がおろそかにならないようにしたい。

「言葉による見方・考え方」がより豊かに働き、「深い学び」となるよう、児童生徒が言葉に着目し、言葉に対して自覚的になる授業を推進していきたい。

6 児童や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要であると解説に書かれてあるが、国語科における「深い学び」とは、どのような学びか。

国語科の「深い学び」については、『解説』には明記されていないが、『中教審答申』に、次のように書かれていることから、その大体は推し量ることができる。

「深い学び」の実現に向けて、「言葉による見方・考え方」を働かせ、言葉で理解したり表現したりしながら自分の思いや考えを広げ深める学習活動を設けることなどが考えられる。その際、子供自身が自分の思考の過程をたどり、自分が理解したり表現したりした言葉を、創造的・論理的思考の側面、感性・情緒の側面、他者とのコミュニケーションの側面からどのように捉えたのか問い直して、理解し直したり表現し直したりしながら思いや考えを深めることが重要であり、特に、思考を深めたり活性化させたりしていくための語彙を豊かにすることなどが重要である。(P131)

自分の思いや考えを広げたり深めたりするためには、まず、自分の思いや考えを持つこと(考えの形成)が大前提となる。そして、対話的な学び(他者との話合いや教材文の再読等)を通して、自分の思いや考えを深めていくという学習過程を踏むことが必然となる。自身の学びや変容を自覚できる場面(いわゆるまとめ・振り返りの段階)を設定することも大切であり、これらの過程は、まさに問題解決的な学習過程といえる。

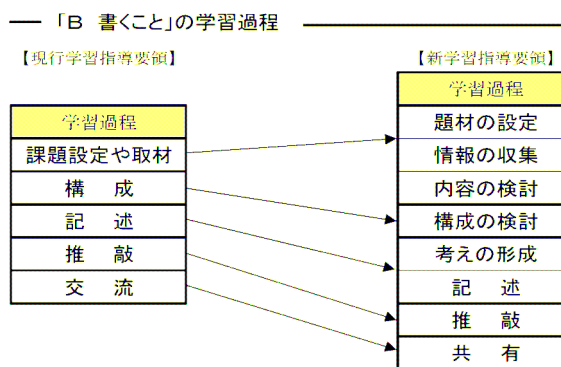
7 「学習過程を一層明確にし、各指導事項を位置付けた」という文が散見されるが、これはどういう意味か。

新学習指導要領では、「ただ活動するだけの学習にならないよう、活動を通じてどのような資質・能力を育成するのかが示すため（中略）現行の学習指導要領に示されている学習過程を改めて整理」（中教審答申）した形となっている。

右は、「B書くこと」領域の学習過程だが、今回の改訂では、一見して分かるとおり学習過程が一層明確に示され、そこに、各指導事項が位置付けられている。

なお、ここに示された学習過程は指導の順序性を示すものではないことが強調され、指導事項を必ずしも順番に指導する必要はないとされているが、指導の簡略化を意味しているわけではないことは、確認したい。

また、「言語活動を通して、指導事項を指導する」ことについては、現行学習指導要領からなら変わることがないこと、むしろ目標に明記されるほど、その徹底を図る必要があることも確認したい。



8 「思考力、判断力、表現力等」の全ての領域に「考えの形成」に関する指導事項が位置付けられているが、それはなぜか。

現行学習指導要領では「読むこと」にのみ示されている「(自分の) 考えの形成」が、新学習指導要領では、全ての領域において位置付けられている。これは、「子供たちが情報を的確に理解し、自分の考えの形成に生かしていけるようにすることには依然として課題が指摘されている」（『中教審答申』P14）という現状を踏まえたものであり、自分の考えを形成する学習過程を重視していることを意味している。

6にもあるとおり、自分の考えを持つことは、「対話的な学び」「深い学び」の実現を図る上で大前提となるものでもあることを踏まえれば、欠かすことのできない学習過程であると認識しなければならない。

9 全領域の学習過程に、「共有」が位置付けられたが、留意することはあるか。

現行学習指導要領では、「B書くこと」「C読むこと」に「交流」があるが、新学習指導要領では交流という言葉がなくなり、「A話すこと・聞くこと」を含めて、全領域において「共有」が位置付けられている。

共有の定義については、「C読むこと」においては、次のように述べられている。

「共有」とは、文章を読んで形成してきた自分の考えを表現し、互いの考えを認め合ったり、比較して違いに気付いたりすることを通して、自分の考えを広げていくことである。（『解説』P37）

そして、「共有」に関する「思考力、判断力、表現力等」は、小学校において重点的に育成することとしており、中学校においては小学校で身に付けた力を活用して、自分の考えを形成していくこととしている。

児童生徒に「深い学び」の実現を図る上で、共有という学習過程は必須である。交流ではなく、共有という言葉になった意味を十分に捉え、各自が意見を述べ合うだけで終わることなく、他者の考えや意見をしっかりと捉えられるようにする教師によるコーディネートをより適切に行い、各学年に示されている指導事項を確実に身に付けさせたい。

また、同時に、互いの思いや考えを受容する雰囲気づくりや共有しやすくするための配慮等も大切にしたい。

なお、「B書くこと」における共有については、文章に対する感想や意見を伝え合った上で、自分の文章の内容や表現のよいところを見付けることが資質・能力とされていることを踏まえて、指導にあたりたい。

10 3・4年生の「話すこと・聞くこと」及び「書くこと」において、現行の言語活動例にあった「図表や絵、写真などから読み取ったことを基に話したり、聞いたりすること」「収集した資料を効果的に使い、説明する文章などを書くこと」が削除されたが、その意図は何なのか。もっと広くとらえて指導するということがか。

下のように、「各学校の創意工夫により授業改善が行われるようにする観点から、従前に示していた言語活動例を言語活動の種類ごとにまとめた形で示」されたこと（『解説』P10）、さらに、「読むこと」の言語活動例に「本などから情報を得て活用する活動」が示されたことによるものと考えられる。

新学習指導要領で示されている「言語活動例」

A 話すこと・聞くこと	<ul style="list-style-type: none"> ・話したり聞いたりする活動 ・話し合う活動
B 書くこと	<ul style="list-style-type: none"> ・説明的な文章を書く活動 ・実用的な文章を書く活動 ・文学的な文章を書く活動
C 読むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・説明的な文章を読む活動 ・文学的な文章を読む活動 ・本などから情報を得て活用する活動

「読むこと」の言語活動例「本などから情報を得て活用する活動」

第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
ウ 学校図書館などを利用し、図鑑や科学的なことについて書いた本などを読み、分かったことなどを説明する活動。	ウ 学校図書館などを利用し、事典や図鑑などから情報を得て、分かったことなどをまとめて説明する活動。	ウ 学校図書館などを利用し、複数の本や新聞などを活用して、調べたり考えたりしたことを報告する活動。

※ 文末にある「説明する活動」とは、「話したり書いたりすること」「文章に書いたり発表したりすること」を意味している。

なお、学習指導要領で示されている言語活動はあくまでも例示であり、これらの全てを行わなければならないものではないこと、また、これ以外の言語活動を取り上げることも可能であることに、変わりはない。

11 【知識及び技能】に「情報の扱い方に関する事項」が新設されたが、この「情報」とは何か。具体的に、どのような授業でどのような指導を行っていくのか。

本事項は、「話や文章に含まれている情報の扱い方に関する事項」であり、この「情報」には、文章、図表、グラフ、絵、写真、書名、著者名など、受け手が受信する全てが含まれ、聴覚的情報も包含する。『解説』に、「情報」という言葉が頻出するのは、このためである。

情報化が進展する社会においては、必要な情報を取り出したり、情報同士の関係を知りやすく整理したり、発信したい情報を様々な手段で表現したりすることが求められる。しかし、現状は、「目的に応じて文章を要約したり複数の情報を関連付けて理解を深めたりすること」（小学校）、「複数の資料から適切な情報を得てそれらを比較したり関連付けたりすること」（中学校）などに課題があり、その改善が求められているところである。

指導に当たっては、【知識及び技能】は取り立てて指導するのではなく、思考・判断し表現する授業を通して指導することが基本とされていることを踏まえ、「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」の指導内容との関連を図っていく。特に、「C読むこと」の「精査・解釈」に係る指導事項との関連を図ることで、指導の効果を高めたい。

なお、表やグラフ等が入った教材を扱う際には、その読み取りが学習の中心となるなど、他教科等において行うべき指導とならないよう、十分に留意する必要がある。

12 3学年及び4学年のローマ字の指導について、表記については訓令式とヘボン式の両方を指導することになるのか。

現行通り、訓令式で学び、ヘボン式もあることを学ぶことに変わりはない。

ローマ字の表記に当たっては、「ローマ字のつづり方」（昭和29年内閣告示）を踏まえることとなり、ここでは、「一般に国語を書き表す際には第1表に掲げたつづり方によるもの」とし、「従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によっても差し支えない」とされている。

第1表（いわゆる訓令式 si や ti）による表記の指導に当たっては、日本語の音が子音と母音の組み合わせで成り立っていることを理解することが重要である。第2表（いわゆるヘボン式 shi や chi と日本式）による表記の指導に当たっては、例えば、パスポートに記載される氏名の表記など、外国の人たちとコミュニケーションをとる際に用いられることが多い表記の仕方を理解することが重要である。

13 移行期間中の漢字学習はどのように行われるのか。

第4学年に、都道府県名に用いる漢字25字が配当される。

- ① 新たに加えた漢字（20字）
茨、媛、岡、渦、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜
- ② 第5学年から移行される漢字（4字）
賀、群、徳、富
- ③ 第6学年から移行される漢字（1字）
城

また、これに伴い、各学年における児童の学習負担に配慮して、第4学年に配当されていた21字を第5学年に、2字を第6学年に移行する。また、第5学年に配当されていた9字も第6学年に移行する（計32字が、配当学年を移行する）。

- ④ 第4学年から第5学年に移行される漢字（21字）
困、紀、喜、救、型、航、告、殺、士、史、象、賞、貯、停、堂、得、毒、費、粉、脈、歴
- ⑤ 第4学年から第6学年に移行される漢字（2字）
胃、腸
- ⑥ 第5学年から第6学年に移行される漢字（9字）
恩、券、承、舌、銭、退、敵、俵、預

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの国語の指導に当たっては、その全部又は一部について新小学校学習指導要領に基づいて指導することができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、平成30年度及び平成31年度の第4学年並びに平成31年度の第5学年の国語の指導に当たっては、新小学校学習指導要領の学年別漢字配当表によることとする。

〈現行小学校学習指導要領による場合〉

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(現学習指導要領)	(移行期間)		(新学習指導要領)
【第3学年】	【第4学年】 ①②③を指導する ④⑤を指導しない	【第5学年】 ④を指導する	【第6学年】
【第2学年】	【第3学年】	【第4学年】 ①②③を指導する ④⑤を指導しない	【第5学年】

14 これまで「読むこと」の指導内容であった音読が、「C読むこと」の領域ではなく【知識及び技能】に加えられているが、「C読むこと」を中心に指導する学習の中で、音読は扱わなくてよいのか（音読・朗読発表会など）。

音読、朗読は、〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」だけでなく、〔知識及び技能〕の他の指導事項や〔思考力、判断力、表現力等〕の「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」の指導事項とも適切に関連付けて指導することが重要であるため、今回の改訂では、「知識及び技能」として整理された。

『解説』に「内容の大体を捉える際に音読したり読み聞かせを聞いたりすることも有効である。」などとあるように、これまでの指導と変わることはない。

15 「指導計画の作成と内容の取扱い」に、「必要に応じて当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で程度を高めて取り上げたりするなどして」とあるが、初歩的な形で取り上げたり、後の学年で程度を高めて取り上げたりする弾力的な指導はどの程度まで許容されるのか。

『解説』に、以下のように書かれている。大切なことは、_____線部にあるように、指導者が指導対象となる児童の発達段階や学習状況等を十分に把握し、それを踏まえた

指導計画を立てることであり、その許容範囲を一概に決めることはできない。国語は、発達段階を踏まえてスパイラルに指導と評価を行う教科であり、当該学年の指導内容を担保しながら、前後の学年（段階）を考慮して指導に当たりたい。

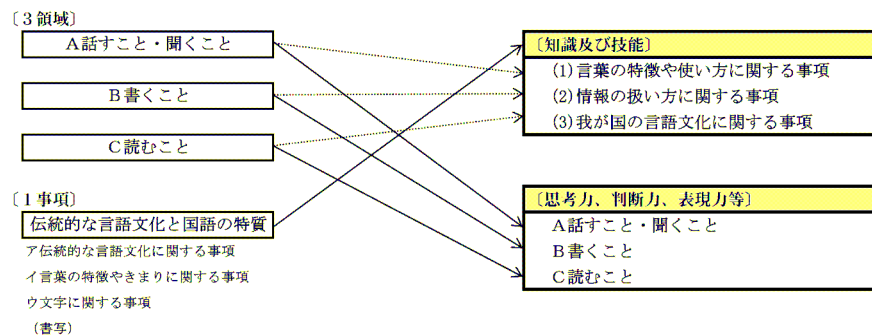
また、 線部にあるように、児童の言語能力は螺旋的に高まる（急激に高まるものではない）ことを踏まえ、児童に無理を強いるような指導計画は避けなければならない。

指導計画の作成に当たっては、児童の発達や学習の状況に応じて、学習のねらいや児童の興味・関心を考えながら計画を立てる必要がある。その際、各学年の内容に基づきながらも、その前の学年において初歩的な形で取り上げたり、後の学年において程度を高めて取り上げたりして指導することも考えられる。また、児童の言語能力が螺旋的に高まるよう、各学年の学習指導を孤立させず、児童の発達の段階を見通して目標の系統性を保ちながら柔軟かつ弾力的な運用を図り、系統化した効果的な指導がなされるよう計画を立てていくことが大切である。
（『解説』小 P155）

新学習指導要領Q & A [国語] (中)

1 国語科の内容の構成が変わると聞いたが、どのように変わるのか。

育成したい資質・能力が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って整理されたことを踏まえ、従前、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕で構成していた内容を、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕で整理された。



2 『中学校学習指導要領解説 国語編』を見ると、「知識及び技能」と〔知識及び技能〕、「思考力、判断力、表現力等」と〔思考力、判断力、表現力等〕のように、同じ言葉が「 」と〔 〕で書かれてある。どのような違いがあるのか。

「 」は資質・能力を、〔 〕は指導事項を表している。『解説』P7に以下のような文があるが、前者は指導事項である〔知識及び技能〕を、後者は資質・能力である「知識及び技能」を意味している。

この〔知識及び技能〕に示されている言葉の特徴や使い方などの「知識及び技能」
指導事項 **資質・能力**
 は、個別の事実的な知識や一定の手順のこののみを指しているのではない。

3 国語科の目標は、どのように変わるのか。

国語科で育成を目指す資質・能力を「国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」と規定し、国語科は、国語で理解し表現する言語能力を育成する教科であることが示された。また、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理され、このような資質・能力を育成するためには、生徒が「言葉による見方・考え方」を働かせることが必要であることが示された。

学年の目標についても、従前、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の領域ごとに示していた目標を、教科の目標と同様に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理された。

4 国語科の目標に「言葉による見方・考え方を働かせ」とあるが、これはどのようなことか。

このことについて『解説』では、「対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることである」(P12・132)と説明している。換言すれば、言葉で表されている話や文章を、意味や働き、使い方などの言葉の様々な側面から総合的に思考・判断し、理解したり表現したりすること、また、その理解や表現について、改めて、言葉に意識的に注目して吟味することである。

このことは、話や文章を理解したり表現したりする際には当然に必要なものである。これまでの国語の授業においても行われてきていることである。今回、「言葉による見方・考え方」という新たな言葉が提示されたが、これまでの国語教育にはなかった、何か新しいものが加わったというわけでは全くないことを押さえない。

5 指導事項に示された資質・能力と「言葉による見方・考え方」との関係を教えてほしい。

資質・能力と見方・考え方は密接に関わり合っている。「言葉による見方・考え方」を働かせることで、より資質・能力が身に付くようになることを目指している。

指導事項に示す資質・能力を身に付けることが第一であり、「言葉による見方・考え方」を働かせることは、あくまでもそのための手段である。この手段が目的化しないよう、つまり、「言葉による見方・考え方」を働かせることに主眼を置きすぎて、肝心の指導事項の指導がおろそかにならないようにしたい。

「言葉による見方・考え方」がより豊かに働き、「深い学び」となるよう、児童生徒が言葉に着目し、言葉に対して自覚的になる授業を推進していきたい。

6 生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要であると解説に書かれてあるが、国語科における「深い学び」とは、どのような学びか。

国語科の「深い学び」については、『解説』には明記されていないが、『中教審答申』に、次のように書かれていることから、その大体は推し量ることができる。

「深い学び」の実現に向けて、「言葉による見方・考え方」を働かせ、言葉で理解したり表現したりしながら自分の思いや考えを広げ深める学習活動を設けることなどが考えられる。その際、子供自身が自分の思考の過程をたどり、自分が理解したり表現したりした言葉を、創造的・論理的思考の側面、感性・情緒の側面、他者とのコミュニケーションの側面からどのように捉えたのか問い直して、理解し直したり表現し直したりしながら思いや考えを深めることが重要であり、特に、思考を深めたり活性化させたりしていくための語彙を豊かにすることなどが重要である。(P131)

自分の思いや考えを広げたり深めたりするためには、まず、自分の思いや考えを持つこと(考えの形成)が大前提となる。そして、対話的な学び(他者との話合いや教材文の再読等)を通して、自分の思いや考えを深めていくという学習過程を踏むことが必然となる。自身の学びや変容を自覚できる場面(いわゆるまとめ・振り返りの段階)を設定することも大切であり、これらの過程は、まさに問題解決的な学習過程といえることができる。

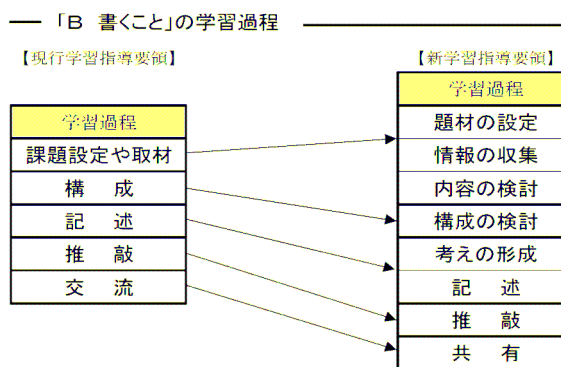
7 「学習過程を一層明確にし、各指導事項を位置付けた」という文が散見されるが、これはどういう意味か。

新学習指導要領では、「ただ活動するだけの学習にならないよう、活動を通じてどのような資質・能力を育成するのかが示すため（中略）現行の学習指導要領に示されている学習過程を改めて整理」（中教審答申）した形となっている。

右は、「B書くこと」領域の学習過程だが、今回の改訂では、一見して分かるとおり学習過程が一層明確に示され、そこに、各指導事項が位置付けられている。

なお、ここに示された学習過程は指導の順序性を示すものではないことが強調され、指導事項を必ずしも順番に指導する必要はないとされているが、指導の簡略化を意味しているわけではないことは、確認したい。

また、「言語活動を通して、指導事項を指導する」ことについては、現行学習指導要領からなら変わることがないこと、むしろ目標に明記されるほど、その徹底を図る必要があることも確認したい。



8 「思考力、判断力、表現力等」の全ての領域に「考えの形成」に関する指導事項が位置付けられているが、それはなぜか。

現行学習指導要領では「読むこと」にのみ示されている「(自分の) 考えの形成」が、新学習指導要領では、全ての領域において位置付けられている。これは、「子供たちが情報を的確に理解し、自分の考えの形成に生かしていけるようにすることには依然として課題が指摘されている」（『中教審答申』P14）という現状を踏まえたものであり、自分の考えを形成する学習過程を重視していることを意味している。

6にもあるとおり、自分の考えを持つことは、「対話的な学び」「深い学び」の実現を図る上で大前提となるものでもあることを踏まえれば、欠かすことのできない学習過程であると認識しなければならない。

9 全領域の学習過程に「共有」が位置付けられたが、留意することはあるか。

現行学習指導要領では、「B書くこと」「C読むこと」に「交流」があるが、新学習指導要領では交流という言葉がなくなり、「A話すこと・聞くこと」を含めて、全領域において「共有」が位置付けられている。

共有の定義については、「C読むこと」においては、次のように述べられている。

「共有」とは、文章を読んで形成してきた自分の考えを表現し、互いの考えを認め合ったり、比較して違いに気付いたりすることを通して、自分の考えを広げていくことである。（『小学校学習指導要領解説』P37）

そして、「共有」に関する「思考力、判断力、表現力等」は、小学校において重点的に育成することとしており、中学校においては小学校で身に付けた力を活用して、自分の考えを形成していくこととしている。

児童生徒に「深い学び」の実現を図る上で、共有という学習過程は必須である。交流ではなく、共有という言葉になった意味を十分に捉え、各自が意見を述べ合うだけで終わることなく、他者の考えや意見をしっかりと捉えられるようにする教師によるコーディネートをより一層行い、各学年に示されている指導事項を確実に身に付けさせたい。

また、同時に、互いの思いや考えを受容する雰囲気づくりや共有しやすくするための配慮等も大切にしたい。

なお、「B書くこと」における共有については、読み手からの助言などを踏まえて、自分が書いた文章のよい点や改善点を書き手自身が見いだすことが資質・能力とされていることを踏まえて、指導にあたりたい。

10 言語活動を行うに当たっての変更はあるか。

指導事項に示された資質・能力を育成するために言語活動を行うという考え方に変更はない。言語活動例については、「各学校の創意工夫により授業改善が行われるようにする観点から、従前に示していた言語活動例を言語活動の種類ごとにまとめた形」で示されている（『解説』P10）。

新学習指導要領で示されている「言語活動例」

A 話すこと・聞くこと	ア 話したり聞いたりする活動 イ 話し合う活動
B 書くこと	ア 説明的な文章を書く活動 イ 実用的な文章を書く活動 ウ 文学的な文章を書く活動
C 読むこと	ア 説明的な文章を読む活動 イ 文学的な文章を読む活動 ウ 本などから情報を得て活用する活動

なお、学習指導要領で示されている言語活動はあくまでも例示であり、これらの全てを行わなければならないものではないこと、また、これ以外の言語活動を取り上げることも可能であることについても、変わりはない。

11 「知識及び技能」に「情報の扱い方に関する事項」が新設されたが、この「情報」とは何か。具体的に、どのような授業でどのような指導を行っていくのか。

本事項は、「話や文章に含まれている情報の扱い方に関する事項」であり、この「情報」には、文章、図表、グラフ、絵、写真、書名、著者名など、受け手が受信する全てが含まれ、聴覚的情報も包含する。『解説』に、「情報」という言葉が頻出するのは、このためである。

情報化が進展する社会においては、必要な情報を取り出したり、情報同士の関係を分かりやすく整理したり、発信したい情報を様々な手段で表現したりすることが求められる。しかし、現状は、「目的に応じて文章を要約したり複数の情報を関連付けて理解を深めたりすること」（小学校）、「複数の資料から適切な情報を得てそれらを比較したり関連付けたりすること」（中学校）などに課題があり、その改善が求められているところである。

指導に当たっては、〔知識及び技能〕は取り立てて指導するのではなく、思考・判断し表現する授業を通して指導することが基本とされていることを踏まえ、「A話すこと

・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」の指導内容との関連を図っていく。特に、「C読むこと」の「精査・解釈」に係る指導事項との関連を図ることで、指導の効果を高めたい。

12 移行期間中に留意することは何か。

(1) 学年別漢字配当表に、都道府県名に用いる漢字20字が新たに加わることから、当該漢字を取り扱うものとする。

〈新たに加わる漢字〉(20字)

茨、媛、岡、渦、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜

平成31年度及び平成32年度の第1学年並びに平成32年度の第2学年の国語の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ア)のうち「漢字を読む」及び現行中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(イ)のうち「漢字を書き、文や文章の中で使う」の部分の規定に係る事項においては、当該漢字20字を取り扱うものとする。

(2) 平成32年度の第1学年の国語の指導に当たっては、現行中学校指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔伝統的な言語文化と国語の特徴に関する事項〕(1)イに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第1節第2〔第1学年〕の2〔知識及び技能〕(3)ウに規定する事項(共通語と方言の果たす役割について理解すること)を加えるものとする。

13 「指導計画の作成と内容の取扱い」に、「必要に応じて当該学年の前後の学年で取り上げたこともできる」とあるが、初歩的な形で取り上げたり、後の学年で程度を高めて取り上げたりする弾力的な指導はどの程度まで許容されるのか。

『解説』に、以下のように書かれている。大切なことは、_____線部にあるように、指導者が指導対象となる生徒の発達段階や学習状況等を十分に把握し、それを踏まえた指導計画を立てることであり、その許容範囲を一概に決めることはできない。国語は、発達段階を踏まえてスパイラルに指導と評価を行う教科であり、当該学年の指導内容を担保しながら、前後の学年(段階)を考慮して指導に当たりたい。

また、_____線部にあるように、生徒の言語能力は螺旋的に高まる(急激に高まるものではない)ことを踏まえ、生徒に無理を強いるような指導計画は避けなければならない。

指導計画の作成に当たっては、小学校における指導内容を考慮した上で、生徒の発達や学習の状況に応じて、学習のねらいや生徒の興味・関心を考えながら計画を立てる必要がある。その際、各学年の内容に基づきながらも、その前の学年において初歩的な形で取り上げたり、後の学年において程度を高めて取り上げたりして指導することも考えられる。また、生徒の言語能力が螺旋的に高まるよう、各学年の学習指導を孤立させず、生徒の発達の段階を見通して目標の系統性を保ちながら柔軟かつ弾力的な運用を図り、系統化した効果的な指導がなされるよう計画を立てていくことが大切である。(『解説』中 P133)

新学習指導要領 Q & A [社会] (小)

- 1 小学校では、全学年の目標に「地図帳」が明記され、第3学年から「地図帳」を活用することとなった。「地図帳」の使い方はどのように指導すればよいか。

「第3 指導計画の作成と内容の取扱い 1(3)」に、「我が国の47都道府県の名称と位置、世界の大陸と主な海洋の名称と位置については、学習内容と関連付けながら、その都度、地図帳や地球儀などを使って確認するなどとして、小学校卒業までに身に付け活用できるように工夫して指導すること。」とある。

第3学年では、地域の人々の生産や販売についての学習で、第4学年では、自分たちの県の様子、飲料水、電気、ガスの供給や廃棄物の処理についての学習で、第5学年では、我が国の位置と領土の範囲、地形や気候の概要、農業や水産業、工業の盛んな地域、貿易や運輸についての学習で、第6学年の歴史学習においても様々な都道府県の名称、世界の国の名称が度々扱われる。

そうした学習場面においては、その都度、都道府県や世界の国の位置、大陸や主な海洋との関係を地図帳や地球儀で確認したり、学習した事柄を日本地図（白地図）や世界地図（白地図）に整理したりすることが大切である。

- 2 小学校第3学年、3内容の取扱い(4)イで、『「公共施設」については、市が公共施設の整備を進めてきたことを取り上げること。その際、租税の役割に触れること。』『「人口」を取り上げる際には、少子高齢化、国際化などに触れ』とあるが、3年生の段階でどの程度まで指導するのか。

公共施設については、学校、図書館、公民館、資料館などが考えられる。公共施設の建設や運営には市役所が関わってきたことや、その建設や運営には租税が重要な役割を果たしていることに触れるようにすることが大切である。

人口を取り上げる際には、市によっては、少子化や高齢化が進んでいることや外国人居住者が増え国際化が進んでいることなどに触れることが大切である。

触れるとは、補足説明を忘れずに行うことである。

3 小学校第4学年，2内容(4)では「県内の伝統や文化，先人の働きについて，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。」とあり，2内容(5)に関する3内容の取扱い(4)アでは「県内の特色ある地域が大まかに分かるようにするとともに，伝統的な技術を生かした地場産業が盛んな地域，国際交流に取り組んでいる地域及び地域の資源を保護・活用している地域を取り上げること。その際，地域の資源を保護・活用している地域については，自然環境，伝統的な文化のいずれかを選択して取り上げること」とある。内容(4)と(5)で文化が出てくるが違いは何か。

内容(4)の「県内の伝統や文化」の学習では，文化財や行事を保護・継承している人々の努力を取り上げる。内容(5)の「県内の特色ある地域の様子」の学習では，伝統的な文化を保護・活用してまちづくりを行っている地域の様子を学ぶ。内容(4)と(5)の学習の違いに配慮する必要がある。

4 小学校第4学年，2内容(5)「県内の特色ある地域の様子について，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。」とあるが，特色ある地域を選定する際，自分たちの住んでいる地域以外から選ばなければならないのか。

選択する県内の地域として，伝統的な技術を生かした地場産業が盛んな地域，国際交流に取り組んでいる地域及び地域の資源を保護・活用している地域の中から三つ程度を特色ある地域として取り上げることとなっている。また，特色ある地域を選定する際には，広く県内から地域を選択し，自分たちの住んでいる市と比較しながら，それらの地域の特色を捉えるように配慮する必要があると書かれているので，自分たちの住んでいる地域以外を選ぶ必要がある。

5 小学校第6学年では，歴史に関する内容に先行して，政治に関する内容が示されている。これは，政治の働きを学んだ後に歴史を学ぶということか。

政治の働きへの関心を高めるようにすることを重視して，我が国の政治の働きに関する内容については，これまでの順序を改め，内容の(2)を(1)として示すとともに，これまでのア（地方公共団体や国の政治に関する内容），イ（日本国憲法と国民生活に関する内容）の順序も改め，(ア)日本国憲法や立法，行政，司法の三権と国民生活に関する内容，(イ)国や地方公共団体の政治の取組に関する内容として示した。

指導の順序を示すものではない。

6 小学校の教科の目標(2)では、「社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考え」とあり、そのほかにも第5学年や第6学年の目標等に「多角的に考える力」という語句が出てくる。中学校の教科の目標(2)では、「社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察」とあり、各分野の目標等に「多面的・多角的に考察」という語句が出てくる。小学校の多角的と中学校の多面的・多角的では何が違うのか。

小学校の「多角的に考える」とは、児童が複数の立場や意見を踏まえて考えることを指している。小学校社会科では、学年が上がるにつれて徐々に多角的に考えることができるようになることを求めている。

中学校の「多面的・多角的に考察する」とは学習対象としている社会的事象が様々な側面をもつ「多面性」と、社会的事象を様々な角度から捉える「多角性」とを踏まえて考察することを意味している。

7 現行学習指導要領の目標は、小学校、中学校ともに「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」であったが、新学習指導要領の目標は、小学校、中学校ともに「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」を育成するとなっている。どうして変わったのか。

従前からの学習指導要領における教科目標の趣旨を引き継ぎつつ、三つの柱に整理し直す観点から「公民としての資質・能力」とした。また、グローバル化が一層進むことが予想されるこれからの社会の変化に伴い、このような表現とした。

8 小学校では、竹島、北方領土、尖閣諸島について、どの程度踏み込んで指導すればよいか。

小学5年生の内容(1)で学習する。解説では、「領土の範囲について指導する際には、竹島や北方領土、尖閣諸島は一度も他の国の領土になったことがない領土という意味で我が国の固有の領土であることなどに触れて説明することが大切である。

また、竹島は北方領土の問題については、我が国の固有の領土であるが現在大韓民国やロシア連邦によって不法に占拠されていることや、我が国は竹島について大韓民国に対し繰り返し抗議を行っていること、北方領土についてロシア連邦にその返還を求めていることなどについて触れるようにする。

さらに、尖閣諸島については、我が国が現に有効に支配する固有の領土であり、領土問題は存在しないことに触れるようにする。

その際、これら我が国の立場は、歴史的にも国際法上も正当であることを踏まえて指導するようにする。」と説明している。

9 第3 指導計画の作成と内容の取扱い, 2(4)で, 「多様な見解のある事柄, 未確定な事柄を取り上げる場合には, 有益適切な教材に基づいて指導する」とあるが, 具体的にどのようなことに留意すればよいのか。

これは, 各学年において, 社会的事象について多角的に考えたり, 事実を客観的に捉え, 公正に判断したりすることのできる児童の育成を目指す際の留意点を示している。

「多様な見解のある事柄, 未確定な事柄」については, 一つの意見が絶対的に正しく, 他の意見は誤りであると断定することは困難であり, 小学校社会科では学習問題の解決に向けて, 一つの結論を出すこと以上に話し合いの過程が大切であることを踏まえ, 取り上げる教材が一方的であったり, 一面的であったりすることのないよう留意して指導することにより, 児童が多面的に考えたり, 事実を客観的に捉え, 公正に判断したりできるようになることが必要である。

「有益適切な教材」に関しては, その資料の出典や用途, 作成の経緯等を含め, 十分に吟味した上で使用することが必要である。平成27年3月4日付け初等中等教育局長通知「学校における補助教材の適正な取り扱いについて」(26文科初第1257号)に記されているように, 諸資料を補助教材として使用することを検討する際には, その内容及び取扱いに関して,

- ① 教育基本法, 学校教育法, 学習指導要領の趣旨に従っていること
- ② その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること
- ③ 多様な見方や考え方のできる事柄, 未確定な事柄を取り上げる場合には, 特定の事柄を強調し過ぎたり, 一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど, 特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないことに十分留意することが必要である。

10 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める際に, 深い学びの鍵として「社会的な見方・考え方」を働かせることが重要になると示されているが, 「社会的な見方・考え方」とは何か。

社会的な見方・考え方は, 「どのような視点で物事を捉え, どのような考え方で思考していくのか」という社会科ならではの物事を捉える「視点や方法(考え方)」であり, 社会科を学ぶ本質的な意義の中核をなすものである。

小学校社会科では「社会的事象の見方・考え方」と表記されており, 「位置や空間的な広がり, 時期や時間の経過, 事象や人々の相互関係に着目して(視点), 社会的事象を捉え, 比較・分類したり総合したり, 地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること(方法)」と考えられ, これらは中学校社会科の各分野の学習に発展するものである。「社会的事象の見方・考え方」を働かせるとは, これらの視点や方法を用いて, 社会的事象について調べ, 考え, 表現することなどを示している。

11 移行期間中における指導について留意すべきことは何か。

平成30年度及び平成31年度の第3学年から第6学年までの社会の指導に当たっては、その全部又は一部について新小学校学習指導要領の規定によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

- (1) 平成30年度及び平成31年度の第5学年の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領2(1)アのうち「我が国の位置と領土」の部分を省略し、新小学校学習指導要領2(1)ア(ア)のうち「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」の部分に基づき指導する。「領土の範囲」については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること。
- (2) 平成31年度の第3学年の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領〔第3学年及び第4学年〕のうち、2(1)ア、2(2)ア及びイ、2(4)ア及びイ並びに2(5)アを指導する。ただし、2(4)は、現行小学校学習指導要領〔第3学年及び第4学年〕の3(4)のうち、「火災」に関する部分の規定を適用すること。

新学習指導要領 Q & A [社会] (中)

1 解説第1章2(2)改訂の要点〔地理的分野〕オ「日本の様々な地域の学習における防災学習の重視」とあるが、どう変わったのか。

大項目C「日本の様々な地域」にあっては、それを構成する四つの中項目、(1)地域調査の手法、(2)日本の地域的特色と地域区分、(3)日本の諸地域、(4)地域の在り方、を通して、我が国の自然災害や防災の実態などを踏まえた学習が可能となるように、自然災害や防災の事例が取り上げられるような構成としている。

なお、実際に自然災害によって被災した地域や被災が想定される地域を取り上げる際には、個人の置かれている状況やプライバシーなどに十分配慮する必要がある。

また、自然災害については、防災対策にとどまらず、災害時の対応や復旧、復興を見据えた視点からの取扱いも大切である。その際、消防、警察、海上保安庁、自衛隊をはじめとする国や地方公共団体の諸機関や担当部局、地域の人々やボランティアなどが連携して、災害情報の提供、被災者への救援や救助、緊急避難場所の設営などを行い、地域の人々の生命や安全の確保のために活動していることなどにも触れることが必要である。

2 地理的分野の目標(2)に「地理に関わる事象の意味や意義、特色や相互の関連を位置や分布、場所、人間と自然との相互依存関係、空間的相互依存作用、地域などに着目して」とあるが、「空間的相互依存作用」とはどのようなことか。

社会的な事象を「地理に関わる事象」として捉える際の、社会に見られる課題を「地理的な課題」として考察する際の視点の一つ。主要な問いとしても用いられる。

人や資源、財、情報などあらゆるものは地球上に不均等に分布している。このため、全ての場所は交通や通信等によって他の場所や地域と結びついている。「そこは、それ以外の場所とどのような関係をもっているのか」という問いで、その結びつきにおいて見られる地域間の相互依存や協力、競合などの様々な関係を浮き彫りにする。「なぜ、そのような結びつきをしているのか」という問いで、地域的特色の形成を明らかにし、地域の将来像を構想することにもつながる。

3 地理的分野，2内容，B世界の様々な地域，(2)世界の諸地域，で新たに「地球的課題」という語句が出てくる。「地球的課題」とはどのようなことか。

この中項目は、空間的相互依存作用や地域などに関わる視点に着目して、世界の各地域で見られる地球的課題の要因や影響をその地域的特色と関連付けて多面的・多角的に考察し、表現する力を育成することを主なねらいとしている。そうした学習の全体を通して、世界の各州の地域的特色やそこで見られる地球的課題と地域的特色の関係を理解できるようにすることが求められている。

地球的課題については、グローバル化する国際社会において、人類全体で取り組まなければならない課題、例えば、持続可能な開発目標（SDGs）などに示された課題のうちから、生徒が地理的な事象として捉えやすい地球環境問題や資源・エネルギー問題、人口・食料問題、居住・都市問題などに関わる課題を取り上げることを意味している。

4 どうして、地理的分野が120→115単位時間、歴史的分野が130→135単位時間と変更されたのか。

歴史的分野における改訂の要点として、「我が国の歴史の背景となる世界の歴史の扱いの一層の充実」や「主権者の育成という観点から、民主政治の来歴や人権思想の広がりなどについての学習の充実」などがあるため、歴史的分野の時数を増加させている。

我が国の歴史に間接的に影響を与えた世界の歴史については、例えば、元寇をユーラシアの変化の中で捉える学習や、ムスリム商人などの役割と世界の結び付きに気付かせる学習など、広い視野から背景を理解できるように工夫した。

民主政治の来歴や、現代につながる政治制度や人権思想の広がりについては、例えば、古代の文明の学習では民主政治の来歴を、近代の学習では政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の学習では、男女普通選挙の確立や日本国憲法の制定などを取り扱うこととした。

地理的分野は第1，第2学年あわせて115時間履修させ、歴史的分野については第1，第2学年あわせて95単位時間、第3学年の最初に40単位時間履修させ、その上で公民的分野を100単位時間履修させることになる。第1学年，第2学年の社会科の授業時数は、それぞれ105単位時間であるが、これを地理的分野と歴史的分野に適切に配分するためには、従前同様に工夫が必要となる。

5 竹島、北方領土、尖閣諸島について、地理的分野、歴史的分野、公民的分野では、それぞれどのように指導すればよいか。

地理的分野では、竹島や北方領土について、それぞれ位置と範囲を確認するとともに、我が国の固有の領土であるが、それぞれ不法に占拠されているため、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていること、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、これらの領土問題における我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることなどについての的確に扱い、我が国の領土・領域について理解を深める。尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこととあることから、現に我が国がこれを有効に支配しており、解決すべき領有権の問題は存在していないこと、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを、その位置や範囲とともに理解する。

歴史的分野では、ロシアとの領土の画定を扱う。その際、北方領土が一貫して我が国の領土として国境設定がなされたことについても触れるとともに、竹島、尖閣諸島については、我が国が国際法上正当な根拠に基づき正式に領土に編入した経緯にも触れ、これらの領土についての我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを理解できるようにする。また、中国や朝鮮との外交も扱うようにする。

公民的分野では、国家間の問題として、我が国においても、固有の領土である竹島や北方領土に関し未解決の問題が残されていること、領土問題の発生から現在に至る経緯、及び渡航や漁業、海洋資源開発などが制限されたり、船舶の拿捕、船員の抑留が行われたり、その中で過去には日本側に死傷者が出たりするなど不法占拠のために発生している問題についての理解を基に、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であること、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを、国家主権と関連付けて理解できるようにする。なお、我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については、現在に至る経緯、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることについての理解を基に、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことを理解できるようにする。

6 選挙権年齢が満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられたことなどを踏まえ、歴史的分野や公民的分野の指導はどう変わったのか。

歴史的分野では、主権者の育成という観点から、民主政治の来歴や人権思想の広がりについての学習の充実を図っており、例えば、古代の文明の学習では民主政治の来歴を、近代の学習では政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の学習では、男女普通選挙の確立や日本国憲法の制定などを取り扱う。

公民的分野の大項目 B「わたしたちと経済」では、今日の経済活動に関する諸問題について着目し、主権者として、よりよい社会の構築に向けて、その課題を解決しようとする力を養うことが大切である。

公民的分野の大項目 C「私たちと政治」では、法律の改正に伴い選挙権年齢が満 20 歳以上から満 18 歳以上に引き下げられたことを踏まえ、選挙権をはじめとする政治に参加する権利を行使する良識ある主権者として、主体的に政治に参加することについての自覚を養うことが大切である。

7 公民的分野の大項目 A「私たちと現代社会」、中項目(1)「私たちが生きる現代社会の文化と特色」の中で、「情報化」については、災害時における防災情報の発信・活用などを取り上げている。公民的分野では防災をどのように扱うのか。

この中項目は、現代日本の特色や現代社会における文化の意義や影響、文化の継承と創造の意義に関する適切な問いを設け、それらの課題を追究したり解決したりする活動を通して、これから始める公民的分野の学習で扱う現代の社会的事象について関心を高め、課題を意欲的に追究する態度を養うことを主なねらいとしている。

現代日本の特色の一つとして、情報化については、高度情報通信ネットワーク社会の到来により、世界中の人々と瞬時にコミュニケーションをとることが可能になったことや、様々な情報が公開、発信、伝達される状況であることを理解できるようにする。その際、例えば、膨大なデータを分析して災害を予測する研究が進められるなど、人工知能の進化に伴う現代社会の様子と関連付け、観測された情報や予測された情報が迅速に様々な情報端末に向けて発信されたり、これらを活用することによって被害の予防や拡大防止につながったりしていることを理解できるようにすることなどが考えられる。

8 現行学習指導要領の目標は、小学校、中学校ともに「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」であったが、新学習指導要領の目標は、小学校、中学校ともに「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」を育成するとなっている。どうして変わったのか。

従前からの学習指導要領における教科目標の趣旨を引き継ぎつつ、三つの柱に整理し直す観点から「公民としての資質・能力」とした。また、グローバル化が一層進むことが予想されるこれからの社会の変化に伴い、このような表現とした。

9 第3 指導計画の作成と内容の取扱い、2(4)で、「多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導する」とあるが、具体的にどのようなことに留意すればよいのか。

これは、各分野の指導において、社会的事象について多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることのできる生徒の育成を目指す際の留意点を示している。

「多様な見解のある事柄、未確定な事柄」については、一つの見解が絶対的に正しく、他の見解は誤りであると断定することは困難であるとともに、一般に、とりわけ政治においては自分の意見を持ちながら議論を交わし合意形成を図っていくことが重要であるから、公民的分野のみならず、地理的分野及び歴史的分野の学習においても、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が大切であることを理解できるように指導し、全体として社会科の目標が実現されるように配慮することが必要である。

「有益適切な教材」に関しては、その資料の出典や用途、作成の経緯等を含めて吟味した上で使用することが必要である。

平成27年3月4日付け初等中等教育局長通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（26文科初第1257号）に記されているように、諸資料を補助教材として使用することを検討する際には、その内容及び取扱いに関して、

- ① 教育基本法、学校教育法、学習指導要領の趣旨に従っていること
- ② その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること
- ③ 多様な見方や考え方でできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと

に十分留意することが必要である。

10 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進める際に、深い学びの鍵として「社会的な見方・考え方」を働かせることが重要になると示されているが、「社会的な見方・考え方」とは何か。

社会的な見方・考え方は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という社会科ならではの物事を捉える「視点や方法（考え方）」であり、社会科を学ぶ本質的な意義の中核をなすものである。

地理的分野では「社会的事象の地理的な見方・考え方」として、「社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること」、歴史的分野では「社会的事象の歴史的な見方・考え方」として、「社会的事象を、時期、推移などに着目して捉え、類似や差違などを明確にし、事象同士を因果関係などで関連付けること」、公民的分野では「現代社会の見方・考え方」として、「社会的事象を、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること」とし、考察、構想する際の「視点や方法（考え方）」として整理した。

「見方・考え方」を働かせる際に着目する視点は、地理的分野における位置や分布など、歴史的分野における時期や年代など、公民的分野における対立と合意、効率と公正など、多様にあることに留意することが必要である。各分野の学習における追究の過程においても、これらの視点を必要に応じて組み合わせて用いるようにすることが大切である。

単元など内容や時間のまとまりを見通した「問い」を設定し、「社会的な見方・考え方」を働かせることで、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連等を考察したり、社会に見られる課題を把握してその解決に向けて構想したりする学習を一層充実させることが求められる。

11 平成 30 年度から平成 32 年度までの移行期間中における指導について留意すべきことは何か。

平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの社会の指導に当たっては、その全部又は一部について新中学校学習指導要領の規定によることができる。ただし、現行中学校学習指導要領による場合には、次のとおりとする。

- (1) 〔地理的分野〕「世界の様々な地域」に、新中学校学習指導要領〔地理的分野〕の規定を加え、「領域の範囲や変化とその特色」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げる。その際、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱う。
- (2) 〔歴史的分野〕「富国強兵・殖産興業政策」は、新中学校学習指導要領の規定を適用し、領土の画定などを取り扱うようにする。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れる。
- (3) 〔公民的分野〕「世界平和と人類の福祉の増大」に、新中学校学習指導要領の「領土（領海、領空を含む。）、国家主権、国際連合の働き」を加え、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げる。

12 平成 31 年度から平成 32 年度までの移行期間中における指導について留意すべきことは何か。

平成 31 年度の第 1 学年及び平成 32 年度の第 1 学年並びに第 2 学年における社会の指導に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 〔地理的分野〕及び〔歴史的分野〕の指導に当たっては、新中学校学習指導要領の「地理的分野 115 単位時間、歴史的分野 135 単位時間」の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。
- (2) 現行中学校学習指導要領〔地理的分野〕の「世界の諸地域」に現行中学校学習指導要領の「世界の様々な地域の調査」のうち「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせる」を加える。現行中学校学習指導要領の「世界の様々な地域の調査」を省略する。
- (3) 〔歴史的分野〕「世界の古代文明」は、新中学校学習指導要領の規定を適用し、ギリシャ・ローマの文明について、政治制度など民主政治の来歴の観点から取り扱う。
- (4) 〔歴史的分野〕「鎌倉幕府の成立、南北朝の争乱と室町幕府、東アジアの国際関係、応仁の乱後の社会的な変動」に、新中学校学習指導要領の「元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解する」を加え、モンゴル帝国の拡大によるユーラシア大陸の結び付きについて気付かせる。
- (5) 〔歴史的分野〕「ヨーロッパ人来航の背景」については、新中学校学習指導要領の規定を適用し、アジアの交易の状況やムスリム商人などの役割と世界の結び付きに気付かせる。
- (6) 〔歴史的分野〕「市民革命」については、新中学校学習指導要領の規定を適用し、政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の政治とのつながりなどと関連付けて、アメリカの独立、フランス革命などを扱う。

新学習指導要領Q & A [算数科]

1 数学的な見方・考え方について①

教科の目標に「数学的な見方・考え方」が挙げられているが、従来の「数学的な考え方」のとらえと今回改訂の「数学的な見方・考え方」のとらえにはどのような違いがあるか。

従来の「数学的な考え方」は、教科の目標に位置付けられたり評価の観点として用いられたりしてきた。

今回の改訂では、全ての教科に「見方・考え方」を働かせた学習を通して、目標に示す資質・能力を育成することとしている。「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である。小学校算数科の「数学的な見方・考え方」については、「事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、根拠を基に筋道立てて考え、統合的・発展的に考えること」としている。

2 数学的な見方・考え方について②

今回改訂の「数学的な見方・考え方」と数学的に考える資質・能力にはどのような関係があるのか。

「数学的な見方・考え方」は、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の数学的に考える資質・能力の3つの柱全てに働くものと捉える。つまり、「数学的な見方・考え方」を働かせて知識及び技能を習得したり、習得した知識及び技能を活用して探究したりすることにより、生きて働く知識となり、技能の習熟・熟達につながるとともに、より広い領域や複雑な事象を基に思考、判断、表現できる力や自らの学びを振り返って次の学びに向かおうとする力などが育成されるのである。さらに、これらの数学的に考える資質・能力が更に伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれたりし、それによって「数学的な見方・考え方」が更に豊かなものになっていくという相互の関係にある。

3 数学的な見方・考え方について③

今回改訂の「数学的な見方・考え方」は、「数学的な見方」、「数学的な考え方」と明確に分けて定義しているが、それぞれどのような捉えか。

それぞれの定義は、以下の通りである。

- ・ 数学的な見方：事象を数量や図形及びそれらの関係についての概念等に着眼してその特徴や本質を捉えること
- ・ 数学的な考え方：目的に応じて数、式、図、表、グラフ等を活用し、根拠を基に筋道立てて考え、問題解決の過程を振り返るなどして既習の知識及び技能等を関連付けながら、統合的・発展的に考えること

4 数学的活動について①

数学的活動のとらえは、従来の「算数的活動」とどのように異なるか。

従来の「算数的活動」では、「児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数に関わりのある様々な活動」という捉えをしており、その趣旨は変わっていない。

今回の改訂では、「数学的活動」を「事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行すること」としている。これは、「算数科改訂の趣旨」にある「数学的活動の一層の充実」を図るもので、数学的活動においては、単に問題を解決するのみならず、問題解決の結果や過程を振り返って、得られた結果を捉え直したり、新たな問題を見いだしたりして、統合的・発展的に考察を進めていくことが大切である。従来の意味をより明確にするとともに、小・中・高等学校のつながりを踏まえて、捉え方を統一していることにもよる。

5 数学的活動について②

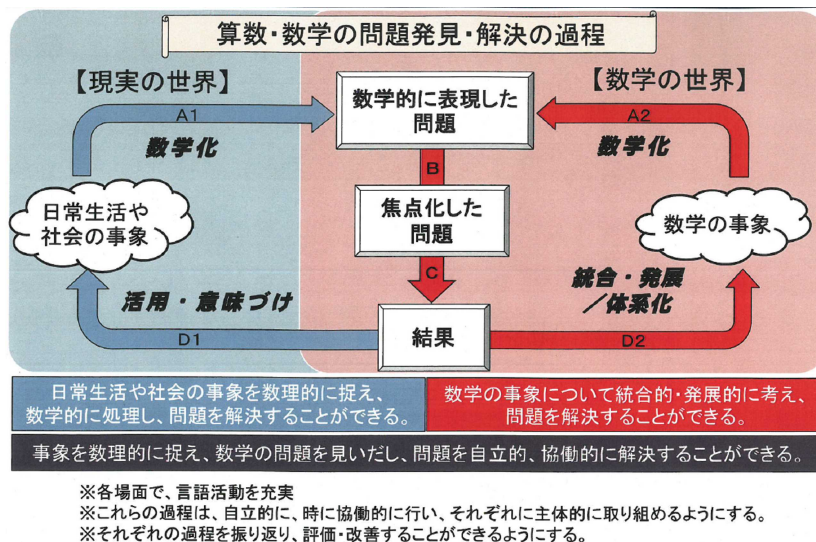
「算数的活動」の記述の仕方が「数学的活動」とかわったことで、気を付けることは何か。

小学校の先生方としては、レベルが上がったイメージを持ちかねない。なぜ、従来の表現がかわったのかを丁寧に説明していく必要がある。

本質的な変化はなく、「問題発見・問題解決の2つの過程」に位置付けたことによる詳しい捉えになり、小・中・高等学校の「数学的活動」を貫く形となっている。

その意味で、以下の数学的活動を位置付けた。

- ・ 数量や図形を見だし、進んで関わる活動（低学年のみ）
- ・ 日常の事象から見いだした問題を解決する活動
- ・ 算数の学習場面から見いだした問題を解決する活動
- ・ 数学的に表現し伝え合う活動



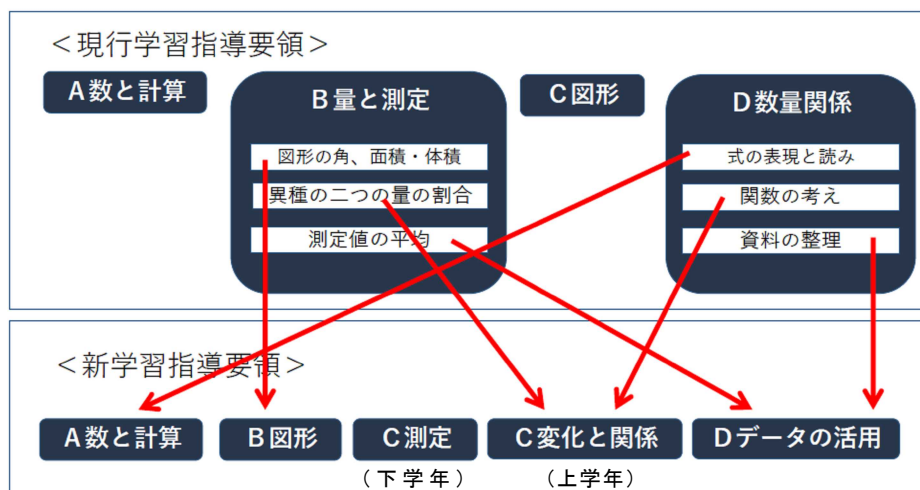
6 領域構成の見直しについて

小学校算数科において、どのような趣旨で、どのように領域構成が見直されたか。

今回の改訂では、算数科の内容は、「A数と計算」、「B図形」、「C測定」（下学年）、「C変化と関係」（上学年）、及び「Dデータの活用」の五領域となった。これは、以下のように設定している。

- ・ 「A数と計算」、「B図形」、「C測定」
数・量・図形に関する内容とそれらの考察の方法を基本とする領域
- ・ 「C変化と関係」
事象の変化や数量の関係の把握と問題解決への利用を含む領域
- ・ 「Dデータの活用」
不確実な事象の考察とそこで用いられる考え方や手法などを含む領域

また、これらの構成は、内容の系統性や発展性の全体を、中学校数学科との接続を視野に入れて整理したものである。



7 プログラミング教育について①
「プログラミング教育」は、どのように進めるのか。

小学校算数科では、「内容の取扱い」において、5学年「正多角形の学習」で扱うこととされており、時数は1～2時間となっている。

8 プログラミング教育について②
第5学年算数科におけるプログラミング教育実施に際し、既設のPC・ソフトで対応可能か。新たに購入すべきOSやソフトはあるのか。また、総合的な学習の時間で合科的な指導を計画することは可能か。

既設のPCで対応できる。ソフトについては、平成29年6月の説明会では、フリーソフトを活用するなどが考えられるとのことであった。
また、合科的な指導については、小学校学習指導要領解説（総則）の72ページにあるように、複数の「教科」の目標や内容を組み合わせて、学習活動を展開するものであり、授業時数は原則としてそれに関連する「教科」の授業時数から充当することとしている。そのため、「教科」には含まれていない総合的な学習の時間と算数科との合科的な指導を計画することは望ましくない。

9 統計教育について①
小学校の内容について、「数量関係」が「変化と関係」、「データの活用」と分類された意図とねらいは何か。

数量の変化や関係に着目した考察を重視するとともに、統計教育の基礎を充実することとした。
「変化と関係」領域については、算数科で育成を目指す資質・能力の重要な事項に、事象の変化や関係を捉えて問題解決に生かそうとすることがあり、これが従前の「関数の考え」として重視されてきたことを踏まえ、今回の改訂において、事象の変化や関係を捉える力の育成を一層重視し、上学年に設けた。
「データの活用」領域は統計に関わる領域であり、統計的な内容の充実を踏まえ、身の回りの事象をデータから捉え、問題解決に生かす力、データを多面的に把握し、事象を批判的に考察する力を育成するとともに、小学校と中学校間での統計教育の円滑な接続のために設けた。

10 統計教育について②
 統計教育の充実が求められているが、「Dデータの活用」の領域で重視することは何か。

「Dデータの活用」の領域で育てたい資質・能力は、以下の2つである。
 ① 目的に応じてデータを収集、分類整理し、結果を適切に表現すること
 ② 統計データの特徴を読み取り判断すること
 特に、①については、以下に示す統計的な問題解決活動を指す。

統計的な問題解決活動 ～五つの段階からなる統計的探究プロセス（PPDACサイクル）～	
問題（Problem）	・問題の把握 ・問題設定
計画（Plan）	・データの想定 ・収集計画
データ（Data）	・データ収集 ・表への整理
分析（Analysis）	・グラフの作成 ・特徴や傾向の把握
結論（Conclusion）	・結論付け ・振り返り

これら一連のプロセスは「問題」から「結論」に向けて一方向に進んでいくものではなく、計画を立てながら問題を見直したり修正を加えてみたり、グラフを作り直して分析したり、ときにはデータを集め直したり、相互に関連し、行き来しながら進むものであると捉える必要がある。

11 移行期間における留意点について
 移行措置の内容等、時系列で示してほしい。

以下のとおりである。なお、指導のための追加資料が、今後示される予定である。
 また、単位に関する接頭語キロ（k）、ミリ（m）については、小学校学習指導要領解説算数編を基に指導するとよい。

第3学年	○メートル法の単位の仕組み(k(キロ), m(ミリ)など接頭語について) ←第6学年から(H30, H31)
第4学年	○メートル法の単位の仕組み(k(キロ), m(ミリ)など接頭語について) ←第6学年から(H30) ○メートル法の単位の仕組み(長さや面積の単位の関係について) ←第6学年から(H30, H31) ◎小数倍(H31) ◎簡単な場合についての割合(H31)
第5学年	○メートル法の単位の仕組み(長さや体積の単位の関係について) ←第6学年から(H31) ○速さ←第6学年から(H31) ★乗数や除数が整数である場合の分数の乗法及び除法(H31)省略

- 小学校の学年間で移行する内容
- ◎小学校で新規に指導する内容
- ★当該学年で省略する内容

新学習指導要領Q & A [数学科]

1 数学的な見方・考え方について①

教科の目標に「数学的な見方・考え方」が挙げられているが、従来の「数学的な見方や考え方」のとらえと今回改訂の「数学的な見方・考え方」のとらえにはどのような違いがあるか。

従来の「数学的な見方や考え方」とは、教科の目標に位置付けられたり評価の観点として用いられたりしてきた。

今回の改訂では、全ての教科に「見方・考え方」を働かせた学習を通して、目標に示す資質・能力を育成することとしている。「見方・考え方」は各教科等の学習の中で働き、鍛えられていくものであり、各教科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である。中学校数学科の「数学的な見方・考え方」については、「事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的、発展的に考えること」としている。

2 数学的な見方・考え方について②

今回改訂の「数学的な見方・考え方」と数学的に考える資質・能力にはどのような関係があるのか。

「数学的な見方・考え方」は、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の数学的に考える資質・能力の3つの柱全てに働くものと捉える。つまり、「数学的な見方・考え方」を働かせて知識及び技能を習得したり、習得した知識及び技能を活用して探究したりすることにより、生きて働く知識となり、技能の習熟・熟達につながるとともに、より広い領域や複雑な事象を基に思考、判断、表現できる力や自らの学びを振り返って次の学びに向かおうとする力などが育成されるのである。さらに、これらの数学的に考える資質・能力が更に伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれたりし、それによって「数学的な見方・考え方」が更に豊かなものになっていくという相互の関係にある。今回の改訂で、「数学的な見方・考え方」はこのように再整理されていることを踏まえていく必要がある。

3 数学的な見方・考え方について③

今回改訂の「数学的な見方・考え方」は、「数学的な見方」、「数学的な考え方」と明確に分けて定義しているが、この意図は何か。

「数学的な見方」を「事象を数量や図形及びそれらの関係についての概念等に着眼してその特徴や本質を捉えること」、また、「数学的な考え方」を「目的に応じ

て数、式、図、表、グラフ等を活用しつつ、論理的に考え、問題解決の問題解決の過程を振り返るなどして既習の知識及び技能を関連付けながら、統合的・発展的に考えること」であるとしている。

「数学的な見方」「数学的な考え方」の2つを定義としては明確にしてあるが、従来の捉え方と同様、「見方・考え方」と「・」で結んでいることから、一体的に考えることが妥当であると思われる。数学の問題解決の際には、事象を捉えることと、論理的、統合的、発展的に考えていくことの両方を、これまで学んできたことや積み上げてきたものとともに、総動員していくようなイメージでとらえてほしい。（中学校では、各指導事項において、身に付ける思考力等は別として、あまり分析的すぎない方がよい。）

4 数学的な見方・考え方④

全国学力・学習状況調査解説資料に掲載されている「活用」の問題作成の枠組みの「数学的なプロセス」と「数学的な見方・考え方」はどのように関連しているか。

「数学的なプロセス」は、方法知につながるものであると考えられる。なお、方法知については、「数学を活用して問題解決する方法の理解」として、知識及び技能に含まれている。

5 数学的活動について①

数学的活動のとらえは、従来の「数学的活動」と異なるか。

従来の「数学的活動」では、「生徒が目的意識をもって主体的に取り組む数学に関わりのある様々な営み」という捉えをしてきた。

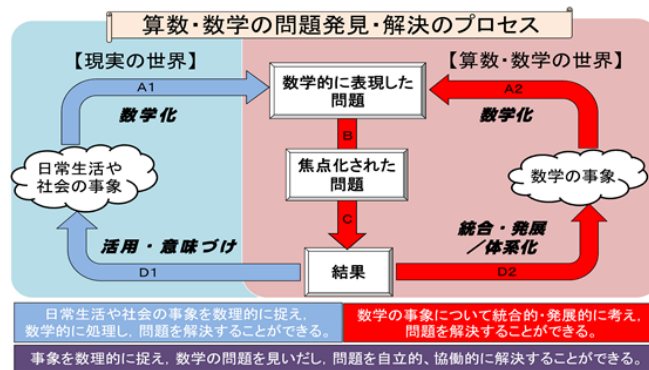
今回の改訂では、「数学的活動」を「事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行すること」としている。これは、「数学科改訂の趣旨」にある「数学的活動の一層の充実」をはかるもので、「日常生活や社会の事象から問題を見だし主体的に取り組む」こと、つまり、問題発見、問題解決のサイクルを反映したものである。従来の意味をより明確にするとともに、小・中・高等学校のつながりを踏まえて、捉え方を統一していることにもよる。

6 数学的活動について②

「数学的活動」のとらえがかわったことで、気をつけることは何か。

小学校の先生方としては、レベルが上がったイメージを持ちかねない。なぜ、従来の捉えの表現がかわったのかを、丁寧に説明していく必要がある。本質的な変化はなく、「問題発見・問題解決の2つのサイクル」を位置付けたことによる詳しい

捉えになったこと、小・中・高等学校の「数学的活動」を貫く形で捉えやすくなっていることなどを説明していきたい。



7 プログラミング教育について①

「プログラミング教育」は、どのように進めるのか。

小学校では算数科で、中学校では技術・家庭科で扱うことになっている。

「内容の取扱い」には、小学校算数科5学年「正多角形の学習」で扱うこととされており、**時数は1～2時間**となっている。

8 プログラミング教育について②

第5学年算数科におけるプログラミング教育実施に際し、既設のPC・ソフトで対応可能か。新たに購入すべきOSやソフトはあるのか。また、総合的な学習の時間で合科的な指導を計画することは可能か。

既設のPCで対応できる。ソフトについては、平成29年6月の説明会では、フリーソフトがあるとのことであった。

また、合科的な指導については、小学校学習指導要領解説（総則）の72ページにあるように、複数の「教科」の目標や内容を組み合わせて、学習活動を展開するものであり、授業時数は原則としてそれに関連する「教科」の授業時数から充当することとしている。そのため、「教科」には含まれていない総合的な学習の時間と算数科との合科的な指導を計画することは望ましくない。

9 統計教育について①（小学校）

小学校の内容について、「数量関係」が「変化と対応」、「データの活用」と分類した意図とねらいは何か。また、

指導内容の系統性や中・高等学校とのつながりを踏まえたものである。

10 統計教育について②（中学校）

中学校数学第1～3学年「D データの活用」に「コンピュータなどの情報手段を用いるなどして」とあるが、どこまでのスキルを生徒に求めるのか。（表計算ソフトを用いてグラフや表を作成できると紹介するのか、簡単なグラフや表を作成できるようにするのか。）

「Dデータの活用」に限らず、「そろばんや電卓を用いて計算する」「コンパスを用いて図形を作図する」と同じように「コンピュータを用いてグラフをつくる、表をつくる」と捉えている。グラフをつくるなどの技能の定着をねらっているものではない。「～などして」という表現には、実は、「手計算や手作業等も含んでいる」という捉えである。

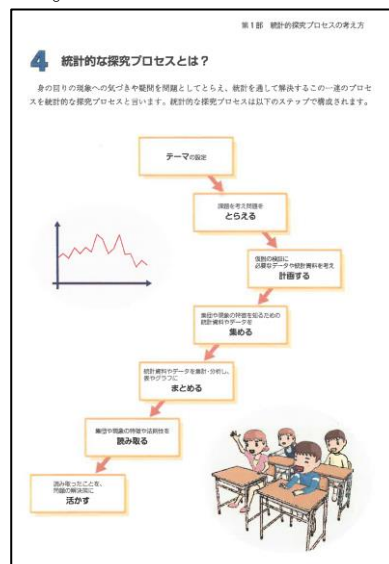
11 統計教育について③

「日常生活や社会における問題を取り上げ、それを解決するために必要なデータを収集し、コンピュータなどを利用して処理し、データの傾向を捉え説明するという一連の活動を生徒が経験する必要がある」と示されているが、学校間の設備や教師間の技術には差があり、小・中・高と系統的に統計教育を図っていく上で、効果的な資料はないか。

下線部のような学習活動を大切にすることがある。これは「問題発見・問題解決」の過程を反映しているものと捉えられる。総務省から出されている「生徒のための統計活用～基礎編～」等を参照されたい。



「表紙」



「4 統計的な探究プロセスとは？」

※ 総務省で開発された中学生以上向けの統計教材（ダウンロード可能）

12 移行措置について

移行措置の内容等、時系列で示してほしい。

移行期間における指導内容については、以下の点に留意する。

<平成31年度>

- 第1学年の「2A(1)」(「A数と式」正負の数)に、「自然数を素数の積として表すこと」に関する部分を取り入れることを適用する。
- 第1学年の「2D(1)」(D「データの活用」に、用語「累積度数」を加えて指導することを適用する。

<平成32年度>

- 第1学年「2A(1)」(「A数と式」(1)「正負の数の知識及び技能」)に、「自然数を素数の積として表すこと」に関する部分を取り入れることを適用する。
- 第1学年「2D」に、「2D(2)ア(ア)、2D(2)イ(ア)」(「多数の観察や多数回の試行によって得られる確率の必要性和意味を理解すること」、「多数の観察や多数回の試行の結果を基にして、不確定な事象の起こりやすさの傾向を読み取り表現すること」)に関する部分を取り入れることを適用する。
- 第1学年の「2D(1)」(D「データの活用」に、用語「累積度数」を加えて指導することを適用する。
- 第2学年の「2D」に、「2D(1)ア(ア)、2D(1)ア(イ)」(「Dデータの活用」に、「四分位範囲や箱ひげ図の必要性和意味を理解すること」、「コンピュータなどの情報手段を用いるなどしてデータを整理し箱ひげ図で表すこと」)を加えて指導することを適用する。

なお、指導のための追加資料が、今後示される予定である。

13 「観察や操作、実験」について

図形領域に、現行では「観察や操作、実験などの活動を通して～」とあったが、新しい解説書にはなくなっているが、その意図は何か。

図形領域にはなくなっているが、「第4章 指導計画の作成と内容の取扱い」
「3 数学的活動の取組における配慮事項」の「(3) 観察や操作、実験などの活動を通すこと」には以下のような記載がある。

(3) 各領域の指導に当たっては、観察や操作、実験などの活動を通して、数量
や図形などの性質を見いだしたり、発展させたりする機会を設けること。

(下線は作成者)

「各領域の指導に当たっては」や「数量や図形など」というように、「**図形**」領域を含め「数と式」「関数」「データの活用」などの各領域の指導において、観察や操

作、実験などの活動を通して、数学的に考える資質・能力を育成することができるよう配慮するものとしている。

新学習指導要領 Q & A [理科] (小)

- 1 平成20年度改訂学習指導要領では「科学的な見方や考え方を養う」ことが目的であったが、新学習指導要領では「理科の見方・考え方」を働かせて、科学的に解決（探究）するために必要な資質・能力を育成することを目指すに変更され、今までよりも高度になったと捉えてよいか。

理科においては、従来、「科学的な見方や考え方」を育成することを重要な目標として位置付け、資質・能力を包括するものとして示されてきたが、今回の改訂では、資質・能力をより具体的なものとして示し、「見方・考え方」は資質・能力を育成する過程で働く、物事を捉える視点や考え方として全教科等を通して整理される経緯があった。

つまり、従来の「見方や考え方」と今回の「見方・考え方」は同義ではないため、今までよりも高度なことを求められているのではない。

- 2 「第2 各学年の目標及び内容」において、「1 目標」の(1)②及び(2)②の表現が学年によって差異がある。また、「2 内容」のA及びBにおいても、イの表現が同様に差異があるが、目指す子どもの姿を具体的に例示していただきたい。

新学習指導要領では、目標の(1)②と(2)②及び内容のA、Bのイについて、資質・能力である「思考力・判断力・表現力」を理科として「観察、実験などを行い、問題解決の力を養う」のように具体的に示した。4年間を通じて主に重視する「問題解決の力」は次のとおりである。

第3学年：主に差異点や共通点を基に、問題を見いだす。

第4学年：主に既習の内容や生活経験を基に、根拠のある予想や仮説を発想する。

第5学年：主に予想や仮説を基に、解決の方法を発想する。

第6学年：主に妥当な考えをつくりだす。

これらが、「目標」や「内容」に盛り込まれているので、学年によってその内容が変わっている。

もちろん、各学年で育みたい「問題解決の力」はこの部分だけをやればよいということではない。あくまでも「主に重視する問題解決の力」である。

- 3 第3学年2A(3)では「光」に加えて「音」も扱うようになり、「震え方に着目して」とあるが、振動の違いと大きさの関係についてのみ扱い、高さについては扱わなくてよいか。

今回の改訂により、「音」についての内容が新しく加わる。育みたい知識・技能は「物から音が出たり伝わったりするとき、物は震えていること。また、音の大きさが変わるとき物の震え方が変わる」と示されている。そのため、高さまで扱う必要はない。

- 4 第4学年2B(3)が新たに書き加えられた背景は何か。また、第5学年2B(3)との内容の違いと関連及び指導上の留意点は何か。

「雨水の行方と地面の様子」については、第5学年「流れる水の働きと土地の変化」、第6学年「土地のつくりと変化」を系統的に捉え、より学習が深まるようにするため、新しく追加された。

また、防災教育の充実させる観点からも追加された。(解説P101参照)

- 5 第6学年2A(3)アにおいて、現行の学習指導要領で記述されている「ア 水平につり合った棒の支点から等距離に物をつるして棒が水平になったとき、物の重さは等しいこと。」について、新学習指導要領には記述がない。どのような扱いになるのか。

目標の後ろの「ここでは、」の中に、より具体的な内容の記述で示されている。(解説P80参照)

- 6 第6学年2B(5)アにおいて、現行の学習指導要領では月の表面の様子について扱っていますが、新学習指導要領には記述がない。どのような扱いになっているのか。

目標の後ろの「ここでは、」の中に、より具体的な内容の記述で示されている。(解説P92参照)

- 7 第6学年3B(4)アにおいて、「流れる水の働きでできた岩石」という表現が追加されたが、「堆積岩」の名称を用いて指導してよいか。また、現行の学習指導要領では「『化石』については、地層が流れる水の働きによって堆積したことを示す証拠として扱うこと。」となっているが、新学習指導要領には記述がない。どのような扱いになるのか。

目標の後ろの「内容の取扱い」に「流れる水の働きでできた岩石として礫岩、砂岩、泥岩を扱うこと。」とある。(解説P91参照)

また、「化石」は流れる水の働きでできた堆積物にあることとして捉えるのみの扱いとなる。

- 8 新しく追加される内容に伴い必要とされる観察・実験器具にはどのようなものがあるか。

小学校では、第6学年「燃焼のしくみ」において、酸素や二酸化炭素の割合を調べることができる「気体センサー」が明示された。ただし、今まで同様に気体検知管についても明示されている。この先の発展等を想定し、各校においては計画的な整備をお願いしたい。

新学習指導要領では、今まで以上に探究の学習過程を重視している。そのためには、理科室の環境整備や事故防止等にも配慮が必要となる。

9 小学校の各学年で育成を目指す問題解決の力の中で、第6学年のより妥当な考えをつくりだす力とは具体的にはどのような力（活動）をイメージしているのか。

「より妥当な考えをつくりだすとは、自分が既にもっている考えを検討し、より科学的なものに変容させることである。」と示されている。（解説P18参照）観察や実験などを行い、結果を整理し、その結果を基に結論を導きだす過程の中で話し合い、合意を形成していく活動が考えられる。

10 前回の移行期間と同じように、移行期間中の評価の観点は、現行の4観点のままでしょうか。

よい。評価については、今後観点等が示される。

11 移行期間中の小学校理科のプログラミング教育は、実施しないと捉えてよいのか。

プログラミング教育については、解説P99に明示されているとおりである。

『プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習を行う場合に、児童の負担に配慮しつつ、例えば第2の各学年の内容の〔第6学年〕の「A物質・エネルギー」の（4）における電気の性質や働きを利用した道具があることを捉える学習など、与えた条件に応じて動作していることを考察し、更に条件を変えることにより、動作が変化することについて考える場面で取り扱うものとする。』

あくまでも児童への負担に配慮しながら、学習上の必要性や学習内容との関連付けを考えて、プログラミング教育を行う単元を位置付けることが大切である。プログラミング教育が目的ではなく、各単元の目標を達成する手段として取り扱うことが大切である。プログラミング教育の実践事例等については、文部科学省や国研等で手引等が紹介されている。

12 「指導計画の作成と内容の取扱い」の1-（1）「単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図る」とは具体的にどのようなことなのか。

このことについては、解説P94に次のとおり明示されている。

『児童に理科の指導を通して「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指す授業改善を行うことはこれまでも多くの実践が重ねられてきている。そのような着実に取り組まれてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉えるのではなく、児童や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。』

「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の具体については、解説P95を参照してほしい。

13 小学校3年「電気の働き」を「電流の働き」にしたのは、どのような意図か。

これまでの「電気の働き」では、電流の大きさや向きについて学習していたので、「電流の働き」に変更された。

14 指導計画の作成と内容の取扱いにおける小学校第3の1(4)新設には、どのような意図があるのか。

理科における栽培や飼育などの体験活動を通して、自然を愛する心情を育てることは、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成につながるものである。また、見通しをもって観察、実験を行うことや、問題解決の力を育てることは、道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度の育成にも資するものである。そのようなことから理科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

15 第4学年において「雨水の行方と地面の様子」という単元が新設されている。第5学年「流水の働き」、第6学年「土地のつくりと変化」と関連させながら、自然災害にも触れていくべきと考えるが、防災教育との関連はどのように考えればよいのか。

上記の3つの単元に加え、第5学年「天気の変化」において、自然災害について触れることになった。自然の事物・現象の働きなどが、短い期間や限られた空間で起こると、異常な自然現象が発生することがある。このことが原因となって、人間との関係で大きな被害をもたらしてしまうことがあり、これが自然災害となる。理科においては、自然の事物・現象の働きや規則性などを理解することが大切であり、そのことが自然災害に適切に対応することにつながると考える。このことは防災教育と大きく関連している。

16 各学年の「2 内容」において、イは育成を目指す資質・能力のうち、思考力、判断力、表現力等の内容が示されており、各学年で育てたい問題解決の力が整理されているが、文末はどの学年も「表現すること」となっている。「表現」についても、各学年の特質や発達段階を考慮した表現の仕方が求められるのか。

各学年の表記が次のように統一されている。

第3学年：～について追究する中で、差異点や共通点を基に、～についての問題を見いだし、表現すること。

第4学年：～について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に～について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。

第5学年：～について追究する中で、～についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。

第6学年：～について追究する中で、～について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。

新学習指導要領Q&A [理科](中)

1 平成20年度改訂学習指導要領では「科学的な見方や考え方を養う」ことが目的でしたが、新学習指導要領では、「理科の見方・考え方」を働かせて、科学的に解決（探究）するために必要な資質・能力を育成することを目指すに変更された。「見方や考え方」と「見方・考え方」は同じものか。

現行学習指導要領においては、「科学的な見方や考え方」を育成することを重要な目標として位置付け、資質・能力を包括するものとして示されてきた。

今回の改訂では、資質・能力をより具体的なものとして示し、「見方・考え方」は資質・能力を育成する過程で働く、物事を捉える視点や考え方として全教科等を通して整理している。

そのため、これまで用いられてきた「見方や考え方」と今回の改訂に示された「見方・考え方」は同じものではない。

2 理科の「見方・考え方」とは、どのようなことなのか。

「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくか」という物事を捉える視点や考え方である。これからの社会を生きていく生徒にとって、教科を学ぶ本質的な意義の中核となるものである。

生徒が、学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようになるためには、教師の専門性が求められる。

新学習指導要領では、中学校理科の「見方・考え方」を、「自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること」と示している。中学校では、3年間の学びを通して、各領域に特徴的な見方をはじめとした様々な見方や、小学校で身に付けた「比較する」「関係付ける」「条件を制御する」「多面的に考える」など様々な考え方を、探究の過程で自由に働かせることができるように授業づくりをすることが大切である。

3 「第2 各学年の目標及び内容」「1 目標」や「2 内容」が学年によって少しずつ表現が変わっているのはなぜか。

新学習指導要領では、3年間を通じて計画的に、科学的に探究するために必要な資質・能力を育成するために、各学年で主に重視する探究の学習過程の例を次のように整理している。

第1学年：自然の事物・現象に進んで関わり、その中から問題を見いだす。

第2学年：解決する方法を立案し、その結果を分析して解釈する。

第3学年：探究の過程を振り返る。

これらが、「目標」や「内容」に盛り込まれているので、学年に応じてその内容が変わっている。

もちろん、各学年で探究の過程のこの部分だけをやればよいということではない。あくまでも「主に重視する探究の学習過程」である。

4 新学習指導要領〔第1分野〕3(5)エには「真空放電と関連付けながら放射線の性質にも触れること。」とされている。触れる放射線の種類としてはX線が例示されているが、福島県教育委員会で推進している放射線教育と関連させ、 α 線、 β 線、 γ 線、中性子線などの放射線についても触れてよいか。

学習指導要領は、学校教育法に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準として定められているものである。

今回の改訂では、2年生の「電流」の学習の中で「真空放電と関連付けながら放射線の性質と利用にも触れること。」とされ、「真空放電と関連させてX線にも触れるとともに、X線と同じように透過性などの性質をもつ放射線が存在し、医療や製造業などで利用されていることにも触れる。」と示されている。

また、3年生の「エネルギー」の学習の中で「放射線については、核燃料から出ていたり、自然界にも存在し、地中や空気中の物質から出ていたり、宇宙から降り注いでいたりすることなどにも触れる。東日本大震災以降、社会において、放射線に対する不安が生じたり、関心が高まったりする中、理科においては、放射線について科学的に理解することが重要であり、放射線に関する学習を通して、生徒たちが自ら思考し、判断する力を育成することにもつながると考えられる。その際、他教科等との関連を図り、学習を展開していくことも考えられる。」とされている。

3年生の「科学技術の発展について」では、「学習を進める上では、科学技術の発展を振り返りながら、科学技術の有用性と活用の在り方について考えさせ、これからの科学技術の発展の方向性について、具体的な例を挙げ、科学的な根拠を基に検討させる。その際、科学技術の負の側面にも触れながら、それらの解決を図る上で科学技術の発展が重要であることにも気付かせる。」とされている。

カリキュラム・マネジメントの観点からも、これまで行ってきた放射線教育をはじめとした他教科等との関連を図り、理科の学びを通して、本県子どもたちが将来にわたって必要な資質・能力を育てていくことをこころがけたい。

5 中学校 第3章1(4)「日常生活や他教科との関連を図ること」には、どのような意図があるのか。

理科の学習内容の中には、日常生活や社会に密接な関わりをもっているものが多くある。理科で学習する規則性や原理などが日常生活や社会で活用されていることにも触れ、私たちの生活において極めて重要な役割を果たしていることに気付かせるようにすることが大切である。

また、各教科と関連する内容や学習時期を把握し、各教科の「見方・考え方」、各教科で育成を目指す資質・能力などについて、教職員間で相互に連携しながら、学習の内容や系統性に留意し、学習活動を進めることが大切である。このことにより、各教科等で学んだ知識や技能を自由自在に働かせることができるようになり、学習の定着を図り、内容の理解を深めることができる。

各内容の特質によっては、ものづくりを行うことで、学習内容と日常生活や社会との関連を図るとともに、科学的な原理や法則について実感を伴った理解を促すことも考えられる。

6 「指導計画の作成と内容の取扱い」の第3章2(5)「学習の見通しと振り返り」は、どのように行えばよいか。

生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、主体的に学ぼうとする態度を育てることは、生徒の学習意欲の向上に資すると考えられます。そのために、探究の過程を通じた学習活動を行い、「課題の把握（発見）」、「課題の探究（追究）」、「課題の解決」のそれぞれの過程において、資質・能力を育成できるよう指導の工夫をしていくことが求められます。課題の把握の場面：様々な事物・現象から問題を見だし、解決可能な課題を設定することが考えられる。

課題の追究の場面：仮説を設定し、検証計画を立案し見通しをもって観察、実験を行い、結果を適切に処理することが考えられる。

課題の解決の場面：観察・実験などの結果を分析して解釈するとともに、考察・推論が設定した課題と対応しているかなど、探究の過程を振り返ることが考えられる。

その他にも、学習したことを振り返って新たな問題を見出すことなど、単元や時間のまとまりの中で主体的に学習の見通しを立てたり、振り返ったりする場面を計画的に取り入れるように工夫することが大切である。また、学習過程全体を通してだけでなく、必要に応じてそれぞれの学習過程の途中で行うことも考えられる。

7 移行期間中の補助資料は、配布されるか。

配布されるが、その時期は未定である。(平成29年6月現在)

8 新規の内容に伴い必要になる観察・実験器具はあるか。

中学校で新規の内容には、「生物の観察と分類の仕方」がある。ここでは、初めて「双眼実体顕微鏡」を用いた観察が明示された。これまでも、教科書では取り扱っているが、各校においては計画的な整備をお願いしたい。

新学習指導要領では、今まで以上に探究の学習過程を重視している。そのためには、理科室の環境整備や事故防止等にも配慮が必要である。

9 小・中学校の移行期間中の指導で、留意することは何か。

中学校は、平成31年度から移行措置が始まる。中学校の学習の移行内容と実施時期について確認し、遺漏なく実施することはもちろんのこと、生徒の小学校の学びについて、把握し、指導に生かすためにも、小学校の移行措置の状況についても確認してほしい。

10 移行期間中の評価は、現行の4観点でよいのか。

はい。

また、新学習指導要領完全実施後の評価については、今後観点等が示される。

新学習指導要領Q & A 【生活】

1 第3章 生活科の内容 第2節 生活科の内容

各項目の前半に「～活動を通して」や「○○る（する）ことができ」「○○しようとする」と記述した意図は何か。

生活科の各内容には、一文の中に「児童が直接関わる学習対象や実際に行われる学習活動等」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「知識及び技能の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の四つが構造的に組み込まれた。

全ての内容は「～を通して（具体的な活動や体験）、～ができ（思考力、判断力、表現力等の基礎）、～が分かり・に気付き（知識及び技能の基礎）、～しようとする（学びに向かう力、人間性等）」のように構成されている。

低学年の児童に、よき生活者としての資質・能力を育成していくためには、実際に対象に触れ、活動することを通して、対象について感じ、考え、行為していくとともに、その活動によって、対象や自分自身への気付きが生まれ、それらが相まって学びに向かう力を安定的で持続的な態度として育成し、確かな行動へと結び付けていくことが大切である。

2 第2章 生活科の目標 第1節 教科目標①

生活科の資質・能力が「～の基礎」とされているのはなぜか。

幼児期の教育においては、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を一体的に育むようにされている。生活科で育成を目指す資質・能力の末尾に「～の基礎」とあるのは、幼児期の学びの特性を踏まえたものであること、育成を目指す三つの資質・能力を截然として分けることができないことによる。このことは、生活科が教育課程において、幼児期の教育と小学校教育とを円滑に接続するという機能をもつことを明示している。

3 第2章 生活科の目標 第1節 教科目標②

「身近な生活に関わる見方・考え方を生かし」とは（生活科の特質に応じた見方・考え方とはどのようなことか）

生活科における見方・考え方は、身近な生活に関わる見方・考え方であり、それは身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、よりよい生活に向けて思いや願いを実現しようとすることであると考えられる。

身近な生活に関わる見方は、身近な生活を捉える視点であり、身近な生活における人々、社会及び自然などの対象と自分がどのように関わっているのかという視点である。また、身近な生活に関わる考え方は、自分の生活において思いや願いを実現していくという学習過程の中にある思考であり、自分自身や自分の生活について考えることやその

ための方法である。

具体的な活動を行う中で、身近な生活を自分との関わりで捉え、よりよい生活に向けて思いや願いを実現しようとするようになり、そこでは、「思考」や「表現」が一体的に繰り返し行われ、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が育成されることを示している。

なお、見方・考え方を生かすとは、生活科の学習過程において、児童自身が既に有している見方・考え方を発揮するということであり、また、その学習過程において、見方・考え方が確かになり、一層活用されることを示している。他教科等と異なり「見方・考え方を働かせ」とせず「生かし」としているのは、幼児期における未分化な学習との接続という観点からである。

4 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項①

1(2)において、「2学年間」を見通した学習活動の設定についてあるが、留意点は何か。

児童の発達の段階や特性を踏まえ、2学年間を見通して学習活動を設定することと規定されたのは、低学年の2学年間での児童の情緒的側面や認知的側面での成長を把握すること、その時期の特性に見合った計画を立てることの重要性を再認識することが大切だからである。

つまり、九つの内容を実現する学習活動が、教える側の一方的な都合で計画されるのではなく、児童の発達の段階や特性に適合しているかを吟味した上で単元を構成し、2学年間を見通して効果的に配置することを今まで以上に心掛ける必要がある。その際、スタートカリキュラムが編成される第1学年前半の時期、社会科や理科、総合的な学習の時間などをはじめとする各教科等への接続を意識する第2学年後半の時期といった、2年間での児童の成長やその際に見せる空間認識や時間認識などの認知の特性の違いを意識し、それらを教師が自覚して学習活動に反映させることが考えられる。重要なことは、2年間の児童の発達や成長を見通して単元を構成し、配列することであり、そのことこそが正にカリキュラムをデザインすることでもある。

5 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項②

「学校段階等間の接続」に関わって、どのような改善を図る必要があるか。

「特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと」が示されている。

各学校においては、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮し、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから各教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、自覚的な学びに向かうことが可能となるようなスタートカリキュラムの工夫が求められる。

幼稚園・認定こども園・保育所への訪問や教職員との意見交換、指導要録等を活用するなど、幼児期の学びと育ちの様子や指導の在り方を把握することが重要である。

6 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いについての配慮事項①
生活科におけるコンピューターなどの情報機器について配慮すべき点は何か。

生活科は、児童が身近な環境と直接関わる活動や体験を楽しむことを大切にしており、これらを十分に行わなければならない。こうした学習活動の中でも、コンピューターなどの情報機器を効果的に活用することも必要である。

例えば、アサガオを育てる中で、興味・関心をもったことを自分の言葉や絵などで表現する活動を行う。友達の気付きと比べたり、これまでの成長を振り返ったりする場面では、デジタルカメラやタブレット端末の画像を活用し、具体的に思い起こすことも効果的である。

また、町探検で見付けたことをデジタルカメラやタブレット端末で撮影し、教室で発表する活動を行う。画像を大きく写すだけで、それぞれの発表したいことや気付いたことなどが伝わりやすくなる。その結果、児童一人一人の発見が共有され、町のイメージを広げていくこと、新たな探検への意欲の高まりなども期待できる。

しかし、低学年の児童の発達の特性は、人、社会、自然を一体的に感じ取り、自分との関わりで捉える傾向がある。また、発達段階的に情報機器の操作に戸惑う児童も多いことが予測される。そうした児童の発達の段階や特性を十分配慮して、計画的に情報機器を取り入れることが重要である。

7 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いについての配慮事項②
多様な学習活動として「見付ける、比べる、たとえる」に「試す、見通す、工夫する」が加えられたのはなぜか。

児童は体験活動と表現活動を相互に繰り返しながら、学習活動の質を高めていく。

気付きの質を高めるためには、気付いたことを基に考えることができるようにするための多様な学習活動を行うことが大切である。そのためにも「試す、見通す、工夫するなど」を新たに加え、一層の充実を図り、「深い学び」を実現することが期待される。

新学習指導要領Q&A [音楽] (小)

1 「音楽的な見方・考え方」とは、具体的にどのようなものなのか。

音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けることである。この「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習することによって、実感を伴った理解による「知識」の習得、必要感をもった「技能」の習得、質の高い「思考力、判断力、表現力等」の育成、人生や社会において学びを生かそうとする意識をもった「学びに向かう力・人間性等」の涵養が実現する。このことによって「生活や社会の中の音楽や音楽と豊かに関わる資質・能力」が育成される。

2 音楽科における「知識・技能」の考え方について教えてほしい。

音楽科における「知識」とは、児童が音楽を形づくっている要素などの働きについて理解し、表現や鑑賞に生かすことができるような知識のことである。従って、曲、作曲者の名前や音符、記号等の名称の知識ではない。体を動かす活動などの学習を通して音楽に対する感性を働かせ、感じ取ることと結び付けられたことによって得られた知識のことを言う。また、音楽科における「技能」とは、歌を歌う技能、楽器を演奏する技能、音楽をつくる技能である。これらの技能は「思いや意図などに合った音楽表現をするために必要なもの」と示されており、音楽科の「技能」は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と結び付けて育成すべき内容であると位置付けられている。

3 【共通事項】の中の「音楽を形づくっている要素」の指導については、各学校の児童の実態に応じて選んで指導してもよいのか。また、扱わない項目があってもよいのか。

必ず全ての要素を指導しなければならない、とは記載されていない。特定の要素のみを取り上げて指導する、ということは避けてほしい。教材や内容から必要と考えられる要素を取り上げ、繰り返し6年間を見通して取り上げるようにすることが大切である。繰り返すことで要素の理解が深まっていく、ということが大切になる。「6年間を見通して」という趣旨から考えると必ずしも低学年から特定の要素を扱わなくてはならない、ということではない。

4 今回の改訂では、教科の目標から学年の目標へは（1）知識及び技能、（2）思考力、判断力、表現力等、（3）学びに向かう力、人間性等の順番で教科と学年が整合されている。しかし、内容の構成においてア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」、ウ「技能」と入れ替わっている。この順序が変わったことは意図があるのか。

教科の目標から学年の目標に対して順序性があるというわけではない。どのように示すことが「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を一体的に育む学習過程のイメージがつかみやすいかの、という観点に基づいたものである。音楽科という教科の特性上、「知識」が指導過程の先に来るものではなく、「思考力、判断力、表現力等」の学習をベースに、「知識」や「技能」が入るといふ趣旨のためにこの様な順となっている。

5 教科の目標（１）（２）（３）と新評価の観点は対応したものになるのか。

平成28年12月で示された中教審の答申では次のように示されている。

「観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要である。」とあるので今後この方向で示されることが考えられる。

6 児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るために、どのような視点で授業改善を進めることが求められるのか。

「主体的・対話的で深い学び」は必ずしも毎時間授業で実施されなければならないものではない。題材や単元などにおいて、児童が主体的に学習に取り組むことができる場をどこにすべきか検討し、振り返りの場で自身の学びの変容を自覚できる場をどのように設定するか、が授業改善の中で求められる。また、深い学びを導くために児童自ら考える場をどのように設定するか、という視点で授業改善をすることが求められる。

7 学年の目標（３）「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標、に対する各学年の目標で、低学年は「楽しく音楽に関わり」、中学年は「進んで音楽に関わり」、高学年は「主体的に音楽に関わり」と学年に応じて変わっています。この低中高学年の書き分け、特に高学年の「主体的に音楽に関わり」にはどのような意味があるのか。

主体的に（自ら）ということとはどの学年も同様の趣旨である。ただ、自ら音楽に関わるということが、質的に高まっていくニュアンスが出る表記となっている。本質的に、低・中・高学年によって大きな違いがあるわけではない。「楽しく」「進んで」「主体的に」というのは、自ら音楽に関わるという面からは基本的にはどの学年でも目指す方向が同じであることを意味している。

新学習指導要領Q & A [音楽 (中)]

1 「音楽的な見方・考え方を働かせ」とはどのように捉えればよいのか。

音楽的な見方・考え方は、音楽科の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方であり、音楽科を学ぶ本質的な意義の中核をなすものである。この「見方・考え方」とは、新しい知識・技能と結び付けながら深く理解し、社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力・判断力・表現力を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものです。生徒が自ら、音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けて考えている時、音楽的な見方・考え方が働いていると考えられます。

2 音楽科における「知識・技能」の考え方について教えてほしい。

中央教育審議会答申においては、「知識」について「新たな学習過程を経験する」ことを通して「更新されていくこと」や「生きて働く概念として習得される」ことが重要であるとしている。また、「技能」についても「一定の手順や段階を追って身につく個別の技能のみならず、変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能として習熟・熟達していくことが重要」としている。答申において「学習内容を三つの柱に沿って見直す」とされたことを踏まえ、音楽科では三つの柱の一つである「知識及び技能」について、次のように改訂している。「知識」に関する指導内容について、「曲想と音楽の構造との関わり」を理解することなどの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示している。「A表現」の「技能」に関する指導内容については、例えば、歌唱分野における「創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能」を身に付けることなどの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作の分野ごとの事項として示している。このことにより、音楽科における技能は「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にしている。

3 生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るために、具体的にどのような視点で音楽の授業改善を進めることが求められるのか。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、という視点で授業改善を進めることが求められます。

4 「生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮」と書かれているが、具体的にはどのようなことか。

ここでは、生徒が学校内外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるように配慮することを示している。授業で学んだことやその際行った音楽活動と学校内外における様々な音楽活動とのつながりを生徒が意識できるようにすることは、音楽科の果たす大切な役割の一つである。授業では、学んだことが、音楽科の授業以外の場面で生かされるような場面を想起したり、生かせるような場面を具体的に想像することによって、音楽科の授業以外の音楽活動の経験が授業にどのように生きていたのかについて振り返るなどの活動を適宜取り入れるなどの工夫が必要である。

5 歌唱及び器楽の教材を選択する際の配慮事項として「生活や社会において音楽が果たしている役割が感じとれりできるもの」と示されているが、どのようなことに留意する必要があるのか。

この配慮事項では、生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるものを新たに示している。これは、教科の目標に新たに示した「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」を育成する上で、大切な観点です。音楽の役割に関心をもったり気付いたりしながら、音楽のよさを感じ取れるようにすること、またこのことと関連付けながら音楽表現を創意工夫し表現することは、音楽の学習における大切な側面でもある。このような指導のねらいを実現するために、表現する喜びや充実感を味わうことのできる適切な教材を選択することが大切である。

6 「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標において、主体的・協働的をどのように捉えればよいのか。

「主体的・協働的に」は、表現及び鑑賞の学習に取り組む姿勢・心構えなどを示している。音や音楽への興味関心を養い、高めることによって、音楽科の学習に、また身の回りにある音や音楽に生徒が主体的に関わっていくことのできる態度の育成を目指しており、今回の改訂では、その趣旨を一層明確にしている。協働的としているのは、音楽科の学習の多くが、他者との関わりの中で行われていくことを大切にしているからである。「協働」は、力を合わせて合唱や合奏によって一つの音楽を表現を作り上げることを指しているが、今回の改訂では、合唱や合奏などにおける「協働」に留まらず、生徒一人一人が自らの考えを他者と交流したり、互いの気付きを共有し、感じ取ったことなどに共感したりしながら個々の学びを深め、音楽表現を生み出したり音楽を評価してよさや美しさを味わって聴いたりできるようにすることを重視して、協働的としている。

新学習指導要領Q & A [図画工作]

1 第2章 図画工作科の目標及び内容 1 教科の目標

「生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力」の育成が挙げられているが、授業での指導を行う上でどのように捉えればよいのか。

教科の目標、中でも冒頭の一文は、図画工作科の教科の特質や、何を学ぶ教科かを資質・能力の形にして最も端的に述べた部分である。この構成は他教科も同様である。「生活や社会の中の形や色…」は、現行指導要領にはない言葉が入ってきた（変わった）ように見えるが、それは教科の目標の本文のみを取り出した表面的な捉えである。現行の指導要領解説図画工作科編（以下「指導要領解説」）でも、教科の目標の説明では「…造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、生活や社会と主体的に関わる態度を育て…」と述べている。つまり、現行指導要領でも大切にしていた、教科の目指す姿を、新指導要領では、目標の本文で資質・能力として述べている、と捉えることができる。むしろ、「生活や社会の中の形や色」としたことでより造形的な視点に迫っているとも言える。

その上で「生活や社会」を、授業での指導で意識するのであれば、それは1回の授業や一つの題材の中に、いかに「生活や社会」を取り入れるかではない。一つの学年や6年間の図画工作科の学習を重ねていく中で、学校や授業の中だけでしか働かないようなものではない、「生活や社会の中の形や色に豊かに関わる」ことができる程の資質・能力になるように高めていく、という捉えで教科の目標を読むことが大切である。

2 第2章 図画工作科の目標及び内容 第2節 図画工作科の内容

2 各領域及び〔共通事項〕の内容 A 表現の内容

造形遊びの「つくり、つくりかえ、つくる」は、「学びに向かう力、人間性等」にも深く関わりとあるが、指導の際にはどのように配慮していけばよいのか。

造形遊びでは、「つくって満足もするが、途中で考えが変わり、つくりかえることもある。次々に試したり、前につくったものと今つくりつつあるものの間を行きつ戻りつ…」することが前提の活動であると説明されている。造形遊びの特質上、内容的な側面を語ろうとしても、内容だけを切り離した説明はできず、学習の過程そのもので語らなければならない。そのため、教科、学年の目標の(1)「知識、技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性」に関わることが述べられていると捉えられる。つまり、素材や場所、空間を取り扱ったから造形遊びである、というのではなく、活動の構想や指導の場において「つくり、つくりかえ、つくる」ことについても考えられていて初めて造形遊びが成り立つということになる。

3 第3章 各学年の目標及び内容

それぞれの学年の2 内容 A表現(1)には、ア「~どのように活動するかについて考えること」、イ「~どのように主題を表すかについて考えること」とある。表現の内容としてどのように位置付け、どのように取り扱えばよいのか。

「活動か、主題か」にとらわれる前に、まず、この項目の大前提を整理しておく必要がある。A表現(1)ア、イは、「教科の目標と学年の目標及び内容構成の関連」一覧表（解説P19）でも見ることができる。よく見ると、この表の構成は現行と新指導要領解説では異なっている。新指導要領解説でのA表現(1)は、A表現領域全体の発想や構想を指し、その中のアにおいて「造形遊び」の発想や構想を、イにおいて「絵や立体、工作に表す」の発想や構想を指している。

「造形遊び」では、児童が材料や場所、空間に出会い、自分で目的（活動そのもの）を見付け発展させることから「どのように活動するかについて考える」ことになる。

「絵や立体、工作に表す」では、自分の夢や願い、経験や見たこと、伝えたいこと、動くものや飾るものなどの児童が表したいと思うこと（主題）を基に表現することから「どのように主題を表すかについて考える」ことになる。この捉えそのものは現行指導要領でも同じで、それぞれ大切にすべき点である。つまり、「活動」、「主題」という異なったものが列記されているのではなく、表現領域の発想や構想について、「造形遊び」と「絵や立体、工作に表す」、それぞれの視点で整理したためにこのような記述になったということが分かる。

4 第3章 各学年の目標及び内容 第1節 第1学年及び第2学年の目標と内容

2 内容 A表現(1)イに「考えること」という表記があり、現行指導要領解説に記述のあった「楽しく」が新指導要領解説にはなくなっていることから、「考えること」に重点を置いて指導するととらえてよいか。

「考えること」と「楽しく」を比べる前に、この項目が何を指しているかについて見ておく必要がある。A表現(1)ア、イは、「教科の目標と学年の目標及び内容構成の関連」一覧表（解説P19）でも見ることができる。この表の構成は、現行指導要領解説の同名の表とは異なっていることが分かる。Q4の視点でいえば、変わったのはこの部分だけではない。むしろ、A表現、B鑑賞、〔共通事項〕という領域等以外は項目も事項も、その捉えが整理され、表記上は「変わっている」と言える。

現行指導要領解説でのA表現(1)イは「造形遊びにおける発想や構想の能力と活動の方法」について述べており、自分の感覚や気持ちを大切にすることも込めていることから「楽しく」が入っている。一方、新指導要領解説でのA表現(1)イは「表現領域における発想や構想に関する事項のうち、絵や立体、工作に表す活動での思考力、判断力、表現力等」を指しており、「考えること」の妥当性が分かる。なお、新指導要領での「楽しく」は、内容の側面からではなく、目標で整理され、教科全体、各学年のいずれの目標でも、(3)「学びに向かう力、人間性等」で明確に述べられている。

5 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項

「主体的・対話的で深い学びの実現」と、2 内容の取扱いと指導上の配慮事項の「言語活動の充実」に向けて、年間指導計画では具体的にどのように設定していけばよいのか。

「主体的・対話的で深い学び」は授業改善の視点であり、また、題材のまとまりの中で考えるものである、とされている。言語活動についても同様に、題材の中の活動をよりよくしていくための視点である。年間指導計画という、一年間の大きなスパンで上記のことを敢えて述べるのであれば、一つ一つの題材に、「主体的・対話的で深い学び」、「言語活動の充実」が発達に応じて位置付けられていることを前提として、年間の中で徐々に深まっていったり充実していったりするような題材の配列を工夫し、その学校や学年の中でポイントになる題材を決めて授業時数の配分をする、ということになる。

6 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

「〔共通事項〕アの指導（知識）」とは具体的にどのような内容でどう評価していけばよいのか。

〔共通事項〕は、アとイの二つに分けて示されており、アが表現及び鑑賞の指導を通して育成する「知識」であると読むことができる。但し、注意しなければならないのは、〔共通事項〕の内容は「形や色などに気付くこと（低学年の例）」であって、「知識」自体は内容として述べられていない。「形や色などに『気付くこと（低）』、『…感じが分かること（中）』、『…造形的な特徴を理解すること（高）』」というように、「…こと」が内容なのである。決して、「○○色」や「○○の形」を学年別に列記し、それを覚えたかどうかを評価するようなことは当てはまらない。それぞれの児童が自分自身の感覚や行為を伴って身に付けることを指しているため、対象となる「形や色など」は極めて個別的である。これらは、自らの必要感を持って身に付けるものであるため、当然、造形活動の中で活用され「思考力、判断力、表現力等」や「技能」を働かせている姿の中にあると言える。これらのことから、評価を考える際は、知識だけを切り離して「○○を身に付けたか」の○か×かでまとめられるものではなく、表現及び鑑賞の活動の中にある、具体的な児童の姿から語られるものである。

7 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項

適宜共同して作り出す活動の内容はどのようなものですか。また、「共同して作り出す活動」の評価はどのようにしていけばよいのか。

共同して作り出した活動に対する評価があるのではなく、あくまでもその題材のねらいに応じた、その題材での資質・能力の発揮や高まりに対する評価である。このことは、言語活動の充実が必要だからといって、言語活動の場面だけを捉えて資質能力の発揮や高まりを評価するわけではないことと同じである。敢えて「共同であるこ

と」を評価に生かすとするれば、共同で行うことで効果が期待できる資質・能力はどのようなものか、を題材の設定時に考えておき、授業場面での子どもの姿の現れ方の見取りや指導に生かす、ということになる。

8 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項

「障害のある児童への指導」の評価はどのようなことに留意していけばよいのか。

ひと口に「障がいのある児童への指導、評価」といっても、その状況は様々であることは明らかである。むしろ、図画工作科、造形的な活動でどうするかというよりも、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」から見て、その題材を、その子にとってどう捉えられていたのかということの前提の方が重要である。題材を配列したり設定したりする際に、障がいと題材の活動の関係によって、その子が発揮したり伸ばしたりできる資質・能力が想定でき、そこでの具体的な子どもの姿を基にして評価がなされるはずである。また、ある場面においては、その子の障がいに起因した援助や支援が必要になることも想定され、個に応じた指導の充実が図られることが大切である。

9 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

「〔共通事項〕のアとイの関わりに気付く」とはどのようなことをいうのか。

A6で述べられたように、〔共通事項〕は二つの事項を示している。最も短い単語で言うなら、アは「形や色など」、イは「イメージ」ということになる。しかし、これでは削り過ぎである。アでは「自分の感覚や行為」、イでは「自分なりの」は外すことはできない。つまり、主体的な造形活動を通していない「形や色など」や児童自身に関わっていない「イメージ」は、〔共通事項〕としては不十分な状態である。児童が、自らの活動の中で活用できる「知識」として習得したり抱いたりすることから、教師は、「形や色など」や「イメージ」が表現及び鑑賞の活動の中で切り離されたりとどまっていたりしないようにする必要がある。つまり、〔共通事項〕として扱うもの「ア、イ」が、表現及び鑑賞のどの場にも共通しているということ、関連していることを教師自身が踏まえておかなければならない。このことによって、教師は表現及び鑑賞の指導を通して児童に気付くようにすることができる。

新学習指導要領Q & A [美術]

Q 1 第2章 美術科の目標及び内容 1 教科の目標

「造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成する」とあるが、生徒の将来的な姿を目指した資質・能力である、ということなのか。また、授業での指導を行う上でどのように捉えればよいのか。

教科の目標、中でも冒頭の一文は、美術科の教科の特質や、何を学ぶ教科かを資質・能力の形にして最も端的に述べた部分である。この構成は他教科も同様である。

「生活や社会の中の美術や美術文化と…」は、現行指導要領にはない言い回しが入ってきた（変わった）ように見えるが、それは教科の目標の本文のみを取り出した表面的な捉えである。現行の指導要領解説美術科編（以下「指導要領解説」）でも、改訂の趣旨の説明では「…形や色などによるコミュニケーションを通して、生活や社会と豊かに関わる態度をはぐくみ…」と述べている。つまり、現行指導要領でも大切にしていた、教科の目指す姿を、新指導要領では、目標の本文で資質・能力として述べている、と捉えることができる。むしろ、「生活や社会の中の美術や美術文化」としたことで、より造形的な視点に迫っているとも言える。

その上で「生活や社会」を、授業での指導で意識するのであれば、それは1回の授業や一つの題材の中に、いかに「生活や社会」を取り入れるかではない。一つの学年や3年間の美術科の学習を重ねていく中で、学校や授業の中だけでしか働かないようなものではない、「生活や社会の中の美術や美術文化に豊かに関わる」ことができる程の資質・能力になるように高めていく、という捉えで教科の目標を読むことが大切である。

Q 2 第3章 各学年の目標及び内容 各学年の内容の取扱い

表現及び鑑賞の指導に当たり、言語活動を充実していくために、発達の特性を踏まえつつ、どのようなことに留意していけばよいのか。

他教科等でも言われるが、言語活動の充実は目的ではありません。なぜその場面で言語活動の充実が必要なのかが踏まえられていなければ、「言語活動を充実させるためにはどうするか」ばかりに目が行き、言語活動を行ったらそれで終わり、ということになりかねない。言語活動の充実は、対話的な学びのために大きく働く視点である。造形活動における対話的な学びは、次の二つのことで考えることが重要である。一つは「自己の創出した主題や、自分の見方や感じ方を大切にし、創造的に考えて表現したり鑑賞したりして自己との対話を深めること」という生徒の自己内対話に繋がる言語活動である。もう一つは「〔共通事項〕に示す事項を視点に、表現において発想や構想に対する意見を述べ合ったり、鑑賞において作品などに対する自分の価値意

識をもって批評し合ったりすること」という、複数の生徒間の交流で生きる言語活動である。その際、対象となるのは、美術の特性上、造形作品であったり、表現方法であったり、目の前にまだ形となっていないイメージであったりと、多くが非言語のものである。こうしたものを言葉で表すことは難しいが、対象をよく見つめ、相手に伝わる言葉を選び、共有した経験を使ったり比喻を使ったりしてその生徒ならではの言葉が生み出される。この過程では、思考力、判断力、表現力等のもとより、様々な資質・能力が発揮されることになる。その上で留意すべきは、考えたり話したりする言語（言葉）が、造形的な視点を伴っているかどうかである。「すごい、きれい、素敵…」だけでは、感動や称賛の気持ちは伝わるが、造形的な視点を共有することはできない。指導に際しては、生徒が使った言葉の中に働いた造形的な視点を教師が見逃さないこと、十分働いていないとすれば、造形的な視点に目が行くように教師が働きかけることである。これらのことにより、生徒が新しい見方に気付いたり、価値を生み出したりできるようになっていくのであり、そこまでの見通しのある教師の指導が、求められる「言語活動の充実」である。

Q 3 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項

主体的・対話的で深い学びに関わって「『見方・考え方』を、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い学びにつなげることが重要である」とあるが、具体的にどのように指導していくことなのか。

各教科での授業改善の視点として主体的・対話的で深い学びが示されている。学びの深まりをどう考えるかの鍵が「見方・考え方」であるとされており、見方・考え方は、教科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である。美術科における深い学びとは、造形的な見方・考え方が働き、資質・能力が発揮され、伸ばすことができる学習であると言える。このため教師は、造形的な見方・考え方の捉えについて整理しておく必要がある。造形的な見方・考え方とは「感性や想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと」である。こうなると、造形的な見方・考え方を働かせるためには、造形的な視点が育っている必要があることになる。造形的な視点とは「形や色彩、材料や光などの造形の要素に着目してそれらの働きを捉えたり、全体に着目して造形的な特徴などからイメージを捉えたりする視点」と述べられている。このことから、造形的な視点は、造形の要素として見る細かく見る視点と、全体やイメージとして大きく見る視点の二つに分けて示した〔共通事項〕と密接に関連していることが分かる。（〔共通事項〕の構成や捉え方については、Q 6 で詳しく答えている。）

指導に際しては、造形を捉える内容としての〔共通事項〕を、表現及び鑑賞の学習において活用しながら、生徒が自分の感じ方で形や色彩などを捉え、生きて働く知識として実感を伴いながら理解し、身に付けていくようにしていくことである。造形的な視点を豊かにするために、言語活動の充実（このメカニズムはQ 2 で答えている）を図ることも考えられる。

Q 4 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項

「描く活動」、「つくる活動」の取扱いについて示されており、1学年ではA表現(1)ア及びイのいずれでも扱うこととなっており、短い時間で資質・能力が身に付く題材について、今後さらに工夫すべきことはどのようなことか。

第1学年で「描く活動」、「つくる活動」をア、イいずれでも取り扱うことの意味は、表現に関する基礎的な資質・能力が偏りなく幅広く身に付くようにすることにある。但し、年間45時間でこのことを十分に行うには、題材の構成や内容に十分配慮しなければならないことが分かる。題材の提示や活動のきっかけで生徒に抱かせるイメージや表現の枠組みは表現のための時間に大きく影響する。画面や作品の大きさ、素材の量について「大きい、多い」程ダイナミックであり、望ましいものであるという価値観にとらわれず、ある大きさ、量の中に込められた思いや意図、密度に目を向けたり気付いたりするような視点を育てつつ、表現の活動を構想することも大切である。また、〔共通事項〕の部分で述べられているように、生徒自身が実感を伴って理解できることを大切にしている事柄であっても、それは生徒任せにすることは異なります。生徒が気付く、考える事柄への捉えの道筋について教師が構想していることが重要である。また、1学年であることを踏まえ、小学校の図画工作科や造形的な活動で身に付けていることを確認しておくことで、生徒の気付きや資質・能力の発揮がスムーズになることも考えられる。

Q 5 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項

道徳科との関連はどのように捉えればよいか。

学校教育全体を通して行われる道徳教育と、一つの教科である美術科との関係は新学習指導要領への移行期間中も完全実施後も変わらない。そのような中、平成31年度より主たる教材としての教科書を使用する「特別の教科 道徳（以下「道徳科」）」が始まる。道徳科と新学習指導要領の美術科の関連を捉えれば、美術科の目標(3)「学びに向かう力、人間性等」に関する目標「美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。」と道徳科の授業の関連が考えられる。道徳科の内容項目では「感動、畏敬の念」を述べた「美しいものや気高いものに感動する心を持ち、人間の力を超えたものに対す畏敬の念を深めること」は関連が深いと読み取ることもできる。但し、これは、関連を取り扱う内容項目を限定するものではない。自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深めるという道徳科の学習活動に照らして美術科の題材と道徳科の主題や内容項目の関連で考えると、もっと多くの内容で関連が図られる筈である。さらに、美術の創造による豊かな情操は、道徳性の基盤を培うことになることから、内容の側面だけではなく、それぞれの教科の本質においても関わりが強いと言える。

Q 6 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

〔共通事項〕アの(ア)～(オ)を「実感できるように理解できるようにすること」とあるのは、「必ず行う」という捉えでよいか。

まず押さえておきたいことは、〔共通事項〕がアとイの二つで示されていることである。アは形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果といった、造形の要素からの捉え、イは全体のイメージや作風などで捉えることといった、大きな捉えや文化的な捉えである。〔共通事項〕は造形を豊かに捉える視点として示しているのので、アのように細かく見ようとする視点、イのように大きく見る視点があるということ、まず述べている。その上で、アにおいて(ア)～(オ)の五つを示しているわけである。この五つは造形の要素としてごく基本的な事項であり、どれも重要である。一つの学年、あるいは3年間で取り扱わないものがあるということは、造形を豊かに捉える視点が育ったのかという意味で問題があると言わざるを得ません。Qに対する答えとしては「必ず行う」ものと言える。但し、その取扱いは、一つ一つを決まった時間、決まった回数、それのみを教え込む時間を設けることではない。ある表現方法、ある造形作品が、〔共通事項〕の項目一つのみで構成されるということはまずない。取り扱う場を固定的、限定的に考えず、教師が、年間の見通しをもつことができれば、題材の構成や授業内での取扱いの工夫の余地は十分にある。また、〔共通事項〕は「実感を伴いながら理解すること」とされていることから、生徒の実態、造形的な見方・考え方を置き去りにした指導にならないように注意しなければならない。生徒の発達、年間の指導計画上、どの事項をいつ、どう取り上げるか、どのくらいの深さで生徒に意識させたり捉えさせたりするかについて工夫するということが重要である。

Q 7 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

「美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること」とあるが、実際に美術館や博物館等にて鑑賞を行うことを計画する場合はどのようなことに配慮すればよいか。

当該の機関や施設との関係が重要である。物理的な位置関係もそうだが、機関や施設の担当者との関係づくり、機関や施設の目的と学校、授業のねらいとの関係など、活動の大前提について確認したり共有したりしておくことが必要である。また、相手となる機関にもその活動を行ったり受け入れたりする目的があるので、互いの利益の折り合いが付くかについても配慮が必要である。活動を構想し、実践していく中で、その施設を使うことで発揮したり高めたりする資質・能力については当然、教師が責任を持つべきである。活動がどのような内容で、どう構成していくかについて、施設側の担当者や打合せができない状態では美術科の授業として資質・能力の発揮や高まりは期待できない。活動の進め方や評価についても、施設側に任せるような形は避けなければならない。

新学習指導要領Q & A [体育]

福島県教育委員会

【小中共通】

1 体育科で育成を目指す「資質・能力」とは何か。

- ・ 心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力が、教科の目標の（１）（２）（３）である。

2 体育科における「見方・考え方」とは何か。

- ・ **体育の見方・考え方**
運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けることである。
- ・ **保健の見方・考え方**
個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けることである。

3 評価の観点は、どのようになるのか。特に、「学びに向かう力、人間性等」は具体的にどのように評価するのか。

- ・ 評価については、今後国において有識者会議を開き、具体的に検討していくとのことである。現段階では何も示されていない。

4 小・中ともに、障害等のある児童生徒の評価について、配慮しなければならないことは何か。

- ・ 改訂の要点に小学校では「体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方や関わり方を共有することができるよう、共生の視点を踏まえて指導内容を示した」、中学校では「体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツを楽しむことができるよう、生徒の困難さに応じた配慮の例を示した」とある。
- ・ 評価については、上記と同様に、国の有識者会議を経て今後内容が示される予定である。

5 オリンピック・パラリンピックに関する指導とは、どのような授業が考えられるか。

- ・ 小学校では、オリンピック・パラリンピックに関して新たな単元をつくるわけではない。
- ・ フェアなプレイを大切にするなど、児童の発達の段階に応じて、各種の運動を通してスポーツの意義や価値等に触れることができるようにする。
- ・ 中学校では体育分野の「知識」においてオリンピック・パラリンピックと関連してその競技の成り立ち等について理解できるようにする。
- ・ 中学校「体育理論」では「文化としてのスポーツの意義」において、オリンピック・パラリンピックなどの国際的なスポーツ大会などが果たす文化的な役割についての学習

を行う。

6 表現力と対話的な学びについて。新指導要領では「自己や仲間の考えたことを他者に伝える」などの表現力の育成に力を入れていくということか。

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善を推進することが、表現力の育成にもつながるものと考えられる。

7 各学年の目標（2）に「考えたことを他者に伝える力を養う」とある。表現力の重視と関連して、話し合い活動が重視されると、運動従事時間が減少し、運動の特性に触れさせたり、動きの質を高めたりすることが難しくならないか。

- ・ 学習の流れを止め、一斉の話し合い活動を繰り返せば、運動従事時間の減少等につながる恐れは考えられる。しかし、活動しながら（動きを伴った）話し合い、教え合い、学び合いを仕組む教師の働きかけ等の工夫があれば、逆に主体的な活動につながり、運動有能感並びに運動の特性に触れることができる児童生徒が増えると考えられる。

【小学校】

1 小学校の「指導計画の作成と内容の取扱いの改善」に「具体的な体験を伴う学習を取り入れるよう工夫する」とあるが、どのような内容か。

- ・ 「する・みる・支える・知る」のスポーツとの多様な関わり方について、パラリンピック競技などの障害者スポーツの体験やスポーツ大会の企画・運営など、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことができるように配慮する。
- ・ 保健領域の指導においては、知識についての指導に偏ることなく、不安や悩みなどへの対処やけがの手当の実習を取り入れるなどの学習過程を工夫する。

2 小学校陸上運動系に「投の運動」を加えて指導できるようになったが、具体的にはどのような運動が考えられるか。

- ・ 遠くに力一杯投げることに指導の主眼を置き、投の粗形態の獲得とそれを用いた遠投能力の向上を図ることが主な指導内容になると考えられる。
- ・ 運動身体づくりプログラムの「投の運動」と関連を図る。
- ・ 丸めた新聞紙やタオル、ボール、やりや円盤の形状をしたものなど、大きさや形の違うものを投げることを数多く経験させる。
- ・ 的当て、距離を競うなど、遊びの要素を十分にもたせた運動を行う。

3 小学校ボール運動系で、今回新たに例示された運動がもつよさとは何か。

【フットサル】

- ・ 狭いコートで少人数で行うので、数多くボールに触れることができる。
- ・ ゲームの中で数多くボールに触れることによって、基本的なボール操作の動きを高めることができる。
- ・ 少人数なので、ボールを持たないときの動きを意識させやすい。

【テニス】【バドミントン】

- ・ 1人対1人もしくは2人対2人で行う少人数の運動であるため、ボール又はシャトルに触れる回数が多くなり、ネット型の技能「基本的なボール操作とボールを持たないときの動き」が指導しやすい。
- ・ 中学校及び高等学校保健体育のE球技の運動種目にもテニス及びバドミントンがあることから、中学校及び高等学校への系統性を考える上で適していると考えられる。

【天大中小】

- 日本体育協会「アクティブチャイルドプログラム」において紹介されている運動遊びでもある。ネット型の「プレルボール」を基にした易しいゲームを行う前段階として、基本的なボール操作の技能を、楽しみながら身に付けることができる。

4 小学校「運動領域と保健領域との関連を図る指導」とあるが、具体的にはどのような指導が考えられるか。

<小学校>

	保 健 領 域	運 動 領 域
第3学年	(1)健康な生活 ア(イ)毎日を健康に過ごすには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けること	運動領域全般において、日常生活に取り入れることのできる運動を行う。
第4学年	(2)体の発育・発達 ア(ウ)体をよりよく発育・発達させるには適切な運動、食事、休養及び睡眠が必要であること	「運動は、生涯を通じて骨や筋肉などを丈夫にする効果が期待されること」の知識を習得したことを、 <u>運動領域の「A 体づくり運動」の「跳ぶ、はねるなどの動きで構成される運動」を通じて行う。</u> (解説 P111)
第5学年	(1)心の健康 ア(ウ)不安や悩みなどへの対処には、大人や友達に相談する、仲間と遊ぶ、運動をするなどいろいろな方法があること	不安や悩みなどへの対処として、 <u>体ほぐしの運動や深呼吸を取り入れた呼吸法などを行う。</u> (解説 P152)
第6学年	(3)病気の予防 ア(イ)病原体が主な原因となって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐことや病原体に対する体の抵抗力を高める必要があること	<u>全身を使った運動</u> を日常的に行うことが、 <u>現在のみならず大人になってからの病気の予防の方法としても重要である</u> (解説 P160)ことから、 <u>全身を使った運動を継続して行えるようにする。</u>

5 小学校年間指導計画の作成にあたって、留意すべき事項は何か。

- 各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していく「カリキュラム・マネジメント」の実現が求められている。体育科においても、「カリキュラム・マネジメント」の視点に基づいた学習指導の充実を図ることが大切である。
- 子供たちが、学習した内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進することが求められる。
- 低学年の児童の学習上の特性や傾向を考慮し、他教科等との関連を積極的に図ること及び幼稚園教育との関連を図る。
- 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが求められる。スポーツをともに楽しむ工夫をする経験は、スポーツを通じた共生社会の実現につながる学習機会である。仲間の状況に応じてルールや場を工夫するなど、様々な楽しみ方や関わり方があることを学ぶ機会とする。

新学習指導要領 Q & A [保健体育]

福島県教育委員会

【小中共通】

1 体育科で育成を目指す「資質・能力」とは何か。

- ・ 心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力が、教科の目標の（１）（２）（３）である。

2 体育科における「見方・考え方」とは。

- ・ **体育の見方・考え方**
運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けることである。
- ・ **保健の見方・考え方**
個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けることである。

3 評価の観点は、どのようになるのか。特に、「学びに向かう力、人間性等」は具体的にどのように評価するのか。

- ・ 評価については、今後国において有識者会議を開き、具体的に検討していくとのことである。現段階では何も示されていない。

4 小・中ともに、障害等のある児童生徒の評価について、配慮しなければならないことは何か。

- ・ 改訂の要点に小学校では「体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方や関わり方を共有することができるよう、共生の視点を踏まえて指導内容を示した」、中学校では「体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツを楽しむことができるよう、生徒の困難さに応じた配慮の例を示した」とある。
- ・ 評価については、上記と同様に、国の有識者会議を経て今後内容が示される予定である。

5 オリンピック・パラリンピックに関する指導とは、どのような授業が考えられるか。

- ・ 小学校では、オリンピック・パラリンピックに関して新たな単元をつくるわけではない。
- ・ フェアなプレイを大切にするなど、児童の発達の段階に応じて、各種の運動を通してスポーツの意義や価値等に触れることができるようにする。
- ・ 中学校では体育分野の「知識」においてオリンピック・パラリンピックと関連してその競技の成り立ち等について理解できるようにする。
- ・ 中学校「体育理論」では「文化としてのスポーツの意義」において、オリンピック・パラリンピックなどの国際的なスポーツ大会などが果たす文化的な役割についての学習を行う。

6 表現力と対話的な学びについて。新指導要領では「自己や仲間の考えたことを他者に伝える」などの表現力の育成に力を入れていくということか。

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善を推進することが、表現力の育成にもつながるものと考えられる。

7 各学年の目標（2）に「考えたことを他者に伝える力を養う」とある。表現力の重視と関連して、話し合い活動が重視されると、運動従事時間が減少し、運動の特性に触れさせたり、動きの質を高めたりすることが難しくならないか。

- ・ 学習の流れを止め、一斉の話し合い活動を繰り返せば、運動従事時間の減少等につながる恐れは考えられる。しかし、活動しながら（動きを伴った）話し合い、教え合い、学び合いを仕組む教師の働きかけ等の工夫があれば、逆に主体的な活動につながり、運動有能感並びに運動の特性に触れることができる児童生徒が増えると考えられる。

【中学校】

1 中学校保健体育科の移行措置について

平成31年度	平成32年度	平成33年度	
中 1 ☆主体と環境 ☆調和のとれた生活 ☆運動やスポーツの楽しみ方	中 2 ☆生活習慣病 ☆薬物乱用など ★健康と環境（3学年で）	中 3 感染症の予防 個人や社会の取組 ☆健康と環境感染 中学校全面実施	
小 6 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>☆：追加する事項</td> </tr> <tr> <td>★：省略する事項</td> </tr> </table>	☆：追加する事項		★：省略する事項
☆：追加する事項			
★：省略する事項			
小 5	小 6	中 1	

2 中学校保健分野の授業時数について

- ・ 各学年16時間ずつ実施する。(1)の「健康な生活と疾病の予防」は、1学年は(ア)、(イ)で4時間、2学年は(ウ)、(エ)で8時間、3学年は(オ)、(カ)で8時間行う。
- ・ 1学年…(2) 心身の機能の発達と心の健康
- ・ 2学年…(3) 障害の予防
- ・ 3学年…(4) 健康と環境

3 中学校「体育分野と保健分野の内容で、相互の関連が図られるよう留意する」とあるが、具体的にはどのような指導が考えられるか。

<中学校>

	保 健 分 野	体 育 分 野
第1学年	(2)心身の機能の発達と心の健康 ア(エ)欲求やストレスへの対処と心の健康	欲求やストレスへの適切な対処として「A 体づくり運動」のア「体ほぐしの運動」の具体的な運動(解説 P46 及び P54)を継続する。
第2学年	(3)傷害の防止 ア(エ)応急手当	応急手当の適切な対処として「D 水泳」の事故防止に関する心得(解説 P108 及び P116)と関連させて、心肺蘇生法等を行う。
第1～3学年	(1)健康な生活と疾病の予防	<ul style="list-style-type: none"> 健康的な生活習慣の形成として「G 体育理論」の2「運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方」で健康の保持増進を図るための方法について学ぶ。 「A 体づくり運動」～「G ダンス」の(3)学びに向かう力、人間性等の「健康・安全」では、運動実践の場面で行動化(解説 P242)を図ることができるようにする。

4 表現運動の内容「ひと流れ、ひとまとまりの動き」とはどういうことか。

- ・ 中学校保健体育の解説に、「ひと流れの動き」(表現したいイメージをひと息で踊れるようなまとまり感のある動き)と記載されている。

5 中学校3学年の選択学習について、「単数教員配置校においては、生徒の希望ができる限り可能となる教育課程を編成すること」とあるが、希望の多い領域や内容を選んでよいか。

- ・ 「選択」という観点から、学校側で一方向的に領域や内容を決定することではなく、生徒自身が選び、「学習したい」という希望を大切にしていけることが必要である。
単数教員配置であっても、一つの領域や内容のみにするのではなく、その他の領域や内容に興味や関心をもつ生徒の希望も可能な限り叶うよう、指導方法等に工夫を加えていくことが大切である。その際、生徒や学校、地域の実態を十分に考慮する必要がある。

6 中学校での部活動の在り方について、国の考えや今後の方向性を知りたい。

- ・ 平成30年3月に文部科学省において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。
- ・ 運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、スポーツを通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にもきわめて効果的である。
したがって、生徒が運動部の活動に積極的に参加できるように(中略)適切な指導を行う必要がある。さらに、(中略)生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた視点も参考に指導を行うことが大切である。
- ・ 競技を「すること」のみならず、生徒自らが所属する運動部の活動を振り返りつつ、目標、練習計画等の在り方や地域との関わり方等について定期的に意見交換をする場を設定することなどが考えられる。
- ・ 生徒の現在及び将来の生活を見渡しながらか、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されることが必要である。
- ・ スポーツ、文化、科学等に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにする。

新学習指導要領 Q & A 【技術・家庭（技術分野）】

1 「技術の見方・考え方」の説明に「技術を最適化すること」とあるが、もう少し詳しく説明してほしい。

技術は、単なる自然科学の応用ではなく、複数の側面から要求、条件を吟味し開発・利用が決定されるものである。社会からの要求、開発・利用時の安全性、自然環境に関する負荷、経済的負担等の相反する要求の折り合いを付け、最適な解決策を考えることを技術の最適化と言う。

2 技術分野の目標で、「実践的・体験的な活動を通して」とあるが、具体的にはどのような活動なのか。

技術に関する、製作、制作、育成、準備、操作、観察・実験、見学、調査・研究などの活動のことである。それらの活動を通して、技術によってよりよい生活や持続可能な社会を構築する資質・能力の育成を図ることが重要となる。

3 「A材料と加工の技術」（2）アの「製作に必要な図をかき」とあるが、図法の指定はあるか。

構想の表示方法については、現在、社会で主に利用されている図法の中で、CADによる表示といった発展性にも配慮し、等角図及び第三角法を取り上げることになる。なお、この指導に当たっては、算数科、数学科、図画工作科、美術科等の教科における様々な立体物の表示・表現方法との関連（違い等）に配慮することが大切である。

4 「B生物育成の技術」（1）アで作物、動物及び水産生物のいずれも扱う意図は何か。

作物、動物及び水産生物のいずれも扱うことにより、生物育成についての原理・法則と育成環境を調節する方法などの、共通する基礎的な技術の仕組み理解できるようにするねらいがある。また、取り上げた技術が、どのような条件の下で、どのように生活や社会における問題を解決しているかを読み取らせることで、技術の見方・考え方に気づかせるようにすることも必要である。

5 「D情報の技術」（1）において、現行学習指導要領と比較し、内容に追加等はあるか。

情報の技術は使い次第で、いわゆる「ネット依存」などの問題が発生する危険性があることについても扱う。また、情報そのものを保護する情報セキュリティに加えて、コンピュータやネットワークの中につくられた仮想的な空間（サイバー空間など）の保護・治安維持のための、サイバーセキュリティの重要性についても指導することになる。

6 「D情報の技術」(2)の「双方向性のあるコンテンツのプログラミング」とはどのようなものが考えられるか。

例えば、学校紹介のWebページにQ&A方式のクイズといった双方向性のあるコンテンツを追加したり、互いにコメントなどを送受信できる簡易的なチャットを教室内で再現し、さらに利便性や安全性を高めるための機能を追加したりすることなどが考えられる。

なお、必要に応じて、参考となるプログラムを用意したり、あらかじめ教師が実装しておいたりするなど、課題の難易度が生徒の実態に即したものとなるように配慮することも大切である。

また、ここでいうコンテンツとは、デジタル化された文字、音声、静止画、動画などを人間にとって意味ある情報として表現した内容を意味している。

7 「D情報の技術」(3)は、現行学習指導要領と同じと考えてよいか。

現行学習指導要領では、「情報処理の手順と簡単なプログラムの作成」とし、主に、プログラミングの工夫が学習の中核でしたが、新学習指導要領では、生活や社会における問題を解決するために、必要な機能をもつ計測・制御システムの設計・製作が中核となる。

例えば、気温や湿度の計測結果に基づき、灌水などの管理作業を自動的に行う栽培ロボットのモデルや、買い物の際に、高齢者の方を目的の売り場に誘導しながら荷物を運搬したり、障害物や路面状況などをセンサで確認し、危険な状況となった場合には注意を促したりする生活サポートロボットのモデルの開発などが考えられる。

8 移行期間の留意点を教えてほしい。

平成33年度に全面実施となることから、平成31年度の第一学年は新学習指導要領に基づき指導を行う必要がある。また、教科書については、現行でも対応できる内容はあるが、「D情報の技術」の多くについては、追加資料が必要となる。各教科書会社等の補助資料発行予定については現時点では未定である。

9 内容の取扱い(6)において、「第3学年で取り上げる内容では、これまでの学習を踏まえて統合的な問題について扱うこと」とありますが、実際に題材を考える場合、どんなことに気をつけなければなりませんか。

これは、現代社会で活用されている多くの技術が、システム化されている実態に対応するためである。「統合的」とは、例えば「C生物育成の技術」と「D情報の技術」の双方を含んだ題材にするということである。ここで、注意しなければならないことは、同じ内容同士を合わせても、「統合的」とは言わないことである。例えば、「D情報の技術」(2)と(3)を合わせた題材を考えても、「統合的」とは言わない。

新学習指導要領 Q & A [家庭、技術・家庭(家庭分野)]

1 小学校家庭科の1内容「A家族・家庭生活」の冒頭に「次の(1)から(4)までの項目について、課題をもって、家族や地域の人々と協力し、よりよい家庭生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」とあるが、これはどのようなことを示しているのか。

これは、目標(2)に示す学習過程を踏まえ、課題をもって考え、工夫する活動を通して、指導事項ア及びイについて関連を図って取り扱うことを明確にしたものである。また、生活の営みに係る見方・考え方と関わって、「A家族・家庭生活」において考察する主な視点についても示している。

なお、「B衣食住の生活」「C消費生活・環境」の冒頭及び中学校技術・家庭(家庭分野)についても、同様のことが示されている。

2 小学校で新設された「A家族・家庭生活」(4)「家族・家庭生活についての課題と実践」のねらいは何か。また、具体的にどのような活動が考えられるのか。

ここでは、(2)「家庭生活と仕事」又は(3)「家族や地域の人々との関わり」の学習を基礎とし、「B衣食住の生活」「C消費生活・環境」で学習した内容との関連を図り、日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、計画を立てて実践した結果を評価・改善し、考えたことを表現するなどの学習を通して、課題を解決する力と生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養うことをねらいとしている。

指導に当たっては、例えば、「A家族・家庭生活」(2)と「B衣食住の生活」(5)を関連させて、家族が互いに協力し合って家庭生活を送ることを課題として設定し、家族が家庭の仕事をする際に役立つ物を、布を用いて作る計画を立てて実践し、評価・改善するなどの活動が考えられる。また、「A家族・家庭生活」(3)と、「B衣食住の生活」(2)及び、「C消費生活・環境」(1)と関連を図って、地域の高齢者や幼児、低学年の児童が参加する行事等で、交流したり協力したりすることを課題として設定し、交流会へ向けて、簡単な調理や必要な材料などを購入する計画を立てて実践し、評価・改善する活動なども考えられる。

3 小学校で新設された「C消費生活・環境」の「買物の仕組みや消費者の役割」の内容の取り扱いについては、「売買契約の基礎について触れること。」とされているが、どのように扱っていくかについて具体的に示してほしい。

売買契約の基礎としては、買う人(消費者)の申し出と売る人の承諾によって売買契約が成立すること、買う人はお金を払い、売る人は商品を渡す義務があること、商品を受け取った後は、買った人の一方的な理由で商品を返却することができないことについて扱い、理解できるようにしたい。

指導に当たっては、例えば、買物の仕組みについては、児童の身近な例で契約と約束の違いに気付かせたり、買物のどの場面で売買契約が成立したのかを考えさせたりする活動などが考えられる。

4 家庭科、技術・家庭科（家庭分野）においてもICTの活用の充実が求められているが、どのような活用方法が考えられるのか。

家庭科、技術・家庭科（家庭分野）においては、日常生活の中から問題を見いだして課題を設定したり、解決したりする際に、情報通信ネットワークを活用して調べ、その情報を収集・整理することが考えられる。また、観察・実験・実習等の結果や考察したことを分かりやすく表現したり、実践の結果をまとめて発表したりする際にコンピュータを活用することが考えられる。

例えば、汚れの種類による清掃の仕方について、情報通信ネットワークを活用して調べ、収集した情報を基に解決方法を検討したり、洗濯の仕方について、グループごとに課題をもって実験し、気付いたことをコンピュータを活用して共有し、洗濯のポイントをまとめたりすることなどが考えられる。また、グループで包丁の使い方をタブレット端末で撮影し合い、繰り返し再現するなどして使い方を振り返ったり、試行錯誤したりしながら、適切な技能を身に付けることなども考えられる。

5 児童生徒への食物アレルギーの具体的な配慮とはどのようなことか。

食物アレルギーについては、児童生徒の食物アレルギーに関する正確な情報の把握に努め、発症の原因となりやすい食物の管理や、発症した場合の緊急時対応について各学校の基本方針等をもとに事前確認を行うとともに、保護者や関係機関等との情報共有を確実にを行い、事故の防止に努めるようにすることが大切である。具体的には、調理実習で扱う材料にアレルギーの原因となる物質を含む食品が含まれていないかを確認し、食品によっては直接口に入れなくても、手に触れたり、調理したときの蒸気を吸ったりすることで発症する場合もあるので十分配慮する必要がある。

6 障害のある児童生徒に対して、どのような配慮が考えられますか。

学習に集中したり、持続したりすることが難しい場合には、落ち着いて学習できるようにするため、道具や材料を必要最小限に抑えて準備したり、整理・整頓された学習環境で学習できるよう工夫したりすることが考えられる。また、活動への関心をもつことが難しい場合には、約束や注意点、手順等を視覚的に捉えられる掲示物やカードを明示したり、体感できる教材・教具を活用したりして関心を高めることが考えられる。周囲の状況に気が散りやすく、包丁、アイロン、ミシンなどの用具を安全に使用することが難しい場合には、手元に集中して安全に作業に取り組めるよう、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保することなどが考えられる。なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐことなどが必要である。

新学習指導要領 Q & A [外国語活動/外国語科] (小)

1 小学校と中学校において、いわゆる「フォニックス」の指導は、どのように取り扱われるのか。

学習指導要領では、フォニックスという言葉は使用されていないが、いわゆるフォニックスは中学校で指導することになっており、新中学校学習指導要領解説では、「発音と綴（つづ）りとを関連付けて指導すること」とされている。新小学校学習指導要領解説では「音声と文字とを関連付けて指導すること」としており、「音声で十分に慣れ親しんだ表現について読んだり書いたりすることを念頭に、文字の名称を書いてその文字を選んだり、文字を見てその名称を発音したりすることができるように指導すること」となっている。

2 ローマ字について、小学校外国語活動と小学校外国語科では、どのように取り扱われるのか。

新小学校学習指導要領解説には「ヘボン式の shi や chi が使われていることを知らせることが考えられる」とあり、「いわゆる『ヘボン式ローマ字』で表記することを指導する」とある。なお、「第3学年の国語科においては、第1表（いわゆる訓令式）により、日本語の音が子音と母音の組み合わせで成り立っていることを理解すること、第2表（いわゆるヘボン式と日本式）により、例えばパスポートにおける氏名の記載など、外国の人たちとコミュニケーションを行う際に用いられることが多い標記の仕方を理解することが重視されている」とある。

3 「話すこと」が「話すこと [やり取り]」と「話すこと [発表]」の2つになるが、どのように区別するのか。

中学校新学習指導要領解説には「ここでは、「発表」とあるので、(3)の「やり取り」のように伝え合ったり述べ合ったりするなど双方向的な形での「話すこと」ではなく、聞き手に対して一方向で話して伝えることができるようにする」とある。

4 今後、CAN-DOリストは、どのように取り扱われるのか。

小学校外国語科と中学校外国語科では、今までの「話すこと」が「話すこと [やり取り]」と「話すこと [発表]」の2つになり、5つの領域になる。従って、5つの領域の CAN-DO リストを作成するか、または話すことの領域の中に「話すこと [やり取り]」と「話すこと [発表]」の2つを揃えることになる。学習指導要領にも「CEFR」や「学習到達目標」という言葉が入り、中学校新学習指導要領解説では、CEFRの詳細な説明も見られる。今後、小学校外国語科でも CAN-DO リストの整備が行われる予定である。

5 移行措置及び移行期間中のカリキュラム・マネジメントについて、どのように取り扱えばよいのか。

平成29年7月7日付け29文科初第536号「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」の通りである。同通知では、小学校外国語活動及び小学校外国語科においては「必ず指導するもの」、中学校外国語科においては「新学習指導要領に円滑に移行できるようにすること」とされているので、留意する必要がある。

6 「書くこと」の文字指導について、小学校では、どのように取り扱えばよいのか。

小学校学習指導要領解説 外国語活動編、小学校学習指導要領解説 外国語編及び中学校学習指導要領解説 外国語編などを熟読（特に「第2節英語1目標にある各領域ごとの目標など）し、それぞれの違いを明確に把握する必要がある。例えば、小学校学習指導要領解説には「(5) 書くこと ア 大文字、小文字を活字体で書くことができるようにする。また、語順を意識しながら音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を書き写すことができるようにする。」「(5) 書くこと イ 自分のことや身近で簡単な事柄について、例文を参考に、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を用いて書くことができるようにする。」とある。

7 小学校において、全面実施後の評価（特に小学校外国語科）について、どのように取り扱えばよいのか。

全面実施後の評価の在り方については、今後文部科学省から示される予定である。

8 小学校において、移行期間中における評価について、どのように取り扱えばよいのか。

平成29年7月7日付け29文科初第536号「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」の通りである。同通知では、「移行期間中における学習評価の取扱い」として、「移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこととし（以下省略）」とある。

また、文部科学省が示した資料には、「移行期間中における学習評価は移行期間に追加して指導する部分を含め、現行学習指導要領の下の評価規準等に基づき行う。」とある。

9 小学校において、移行期間中における外国語活動（第3学年及び第4学年）に係る指導要録について、どのように取り扱えばよいのか。

平成29年7月7日付け29文科初第536号「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」の通りである。同通知では、「移行期間中における学習評価の取扱い」の「移行期間における外国語活動に係る指導要録の取扱い」として、「移行期間における第3学年及び第4学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記

述すること。」とある。

また、文部科学省が示した資料には、「第3学年及び第4学年における指導要録の取扱いは、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に児童の学習状況における顕著な事項を記入する。」とある。

10 小学校において、移行期間中における外国語活動（第5学年及び第6学年）に係る指導要録について、どのように取り扱えばよいのか。

平成29年7月7日付け29文科初第536号「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」の通りである。同通知では、「移行期間中における学習評価の取扱い」の「移行期間における外国語活動に係る指導要録の取扱い」として、「移行期間における第5学年及び第6学年における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、引き続き、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述すること。なお、外国語活動については、引き続き、数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとする。」とある。

また、文部科学省が示した資料には、「第5学年及び第6学年における指導要録の取扱いは、外国語活動の記録の欄に文章で記述する。（現在の取扱いと同様）」とある。

新学習指導要領Q & A [外国語] (中)

1 小学校と中学校において、いわゆる「フォニックス」の指導は、どのように取り扱われるのか。

学習指導要領では、フォニックスという言葉は使用されていないが、いわゆるフォニックスは中学校で指導することになっており、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 外国語編では、「発音と綴（つづ）りとを関連付けて指導すること」とされている。小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 外国語編では「音声と文字とを関連付けて指導すること」としており、「音声で十分に慣れ親しんだ表現について読んだり書いたりすることを念頭に、文字の名称を書いてその文字を選んだり、文字を見てその名称を発音したりすることができるように指導すること」となっている。

2 中学校では「授業は英語で行うことを基本とする」との記述があるが、どんなことを心がけて授業を行うことが大切か。

中学校新学習指導要領解説には「生徒が授業の中で「英語に触れる機会」を最大限に確保することと、授業全体を英語を使った「実際のコミュニケーションの場面」とすることとねらいとしている」とある。また、「授業は英語で行うことを基本とする」のポイントは、前述のとおり「英語に触れる機会」と「実際のコミュニケーションの場面」であり、そうした趣旨の授業展開であれば、必要に応じて補助的に日本語を用いることも考えられる」とある。

3 「話すこと」が「話すこと [やり取り]」と「話すこと [発表]」の2つになるが、どのように区別するのか。

中学校新学習指導要領解説には「ここでは、「発表」とあるので、(3)の「やり取り」のように伝え合ったり述べ合ったりするなど双方向的な形での「話すこと」ではなく、聞き手に対して一方向で話して伝えることができるようにする」とある。

4 今後、CAN-DOリストは、どのように取り扱われるのか。

小学校外国語科と中学校外国語科では、今までの「話すこと」が「話すこと [やり取り]」と「話すこと [発表]」の2つになり、5つの領域になる。従って、5つの領域の CAN-DO リストを作成するか、または話すことの領域の中に「話すこと [やり取り]」と「話すこと [発表]」の2つを揃えることになる。学習指導要領にも「CEFR」や「学習到達目標」という言葉が入り、中学校新学習指導要領解説では、CEFRの詳細な説明も見られる。今後、小学校外国語科でも CAN-DO リストの整備が行われる予定である。

5 筆記体について、中学校外国語科では、どのように扱われるのか。

中学校新学習指導要領解説には「必要に応じて筆記体を指導してもよい」とあり、さらに「生徒の学習負担を十分考えて指導に当たることが大切である」とある。

6 中学校では「即興で」との記述があるが、どのように扱えばよいのか。

中学校新学習指導要領解説には「『即興で伝え合う』とは、話すための原稿を事前に用意してその内容を覚えたり、話せるように練習したりするなどの準備時間を取ることなく、不適切な間を置かずに相手と事実や意見、気持ちなどを伝え合うことである」とある。

7 移行措置及び移行期間中のカリキュラム・マネジメントについて、どのように扱えばよいのか。

平成29年7月7日付け29文科初第536号「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」の通りである。同通知では、小学校外国語活動及び小学校外国語科においては「必ず指導するもの」、中学校外国語科においては「新学習指導要領に円滑に移行できるようにすること」とされているので、留意する必要がある。

新学習指導要領 Q & A [特別の教科 道徳] (小・中)

1 なぜ、「特別の教科」なのですか。今回の教科化で、今までと変わることを、変わらないことを教えてください。

「特別の教科 道徳」(以下 道徳科とする)については、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から他教科に先駆けて先行実施される。教科化に際して、「学級担任が担当することが望ましいと考えられること」「数値による評価はなじまないと考えられること」など、各教科にない側面があるため、「特別の教科」という枠組みが設けられた。

また、今回の改訂では、「いじめの問題」等、現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性ある力を育成する役割が強く求められており、改訂の要点として次の5点が挙げられる。

- (1) 目標の明確化
⇒教科の特質と学習活動の明示「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、多面的・多角的に考え、自己(人間)の生き方についての考えを深める学習を通して」
- (2) 体系性を高め指導の効果を上げるための内容の改善
⇒「それぞれの内容を端的に表す言葉を付記」や「内容項目についての整理」等
- (3) 多様な指導方法の工夫
⇒「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」の例示
- (4) 魅力的な教材の開発や活用の工夫
⇒地域教材の積極的な開発と活用
- (5) 評価
⇒数値による評価は引き続き行わないこととし、児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様子を継続的に把握

なお、これまでの「道徳の時間」と同様に、学校の教育活動全体で行う道徳教育の「要」としての役割を果たすことは今までと何ら変わらない。

2 道徳教育の全体計画等の作成に当たって、どんなことに配慮すべきか。

以下のポイントについて、学校としての計画(ロードマップ)を明確に描くことができるのか、円滑な実施に向けた、今後の大きなポイントとなる。

- 「重点目標」「指導の重点化」(重点とする内容項目の設定)を校長の方針の下、道徳教育推進教師が中心となり、全職員が共有しながら作成しているか。また、全体計画の項目は、総則等に照らして適切か。
- 「学校のいじめ防止基本方針」や「各種教育の目標や全体計画」等と道徳教育との関連性や整合性が図られているか。
- 別業をどのような形式でどのような計画でつくり、いかに実効性のある計画にしているか。
- 評価をいつ、どのような体制で実施していくのか、保護者等にどのタイミングで周知していくか。

3 道徳科の授業を原則的に担任が行うのはなぜか。担任が授業を行う際、配慮すべきことはあるか。

道徳科の授業を原則的に担任が行う理由としては、「学級担任が児童生徒の実態に精通していること、時間的にも触れ合う機会が多く、継続的に道徳性の成長を見ることができること」が挙げられる。しかしながら、あくまでも「原則」であり、担任一人が全てを担うことを意味する訳ではない。

例えば、校長や教頭が参加する授業を行うことはもちろん、教員同士が互いに授業を交換して見合うなど、チームとして取り組んで、子どもについて情報交換したり、評価の視点や方法等について、学年内、学校内で共通認識をもったりすることが効果的である。

つまりは、学級担任授業を行うことを原則としながら、学校、学年としての組織的に対応することが大切である。

4 これから導入される「検定教科書」の教材と今まで活用していた「副読本」の資料の違いは何か。検定教科書が導入されたことで、どのような点に留意すべきか。

学校教育法34条には、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」(中学校にも準用)さらに、教科書の発行に関する臨時措置法第2条には、「教科書」とは、「学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材」とされ、「主たる教材」としての使用義務が明記されており、この点において、「教科書に準じて作られている補助的な図書」としての「副読本」と大きな違いがある。

検定教科書の導入により、年間指導計画の作成等の教育課程編成作業においては、教科書中のどの教材をどの時期に配列するか等について、各教科等の学習内容や体験活動等との関連を踏まえながら、しっかりと精査する視点がより重要となる。

5 道徳科の年間指導計画を作成するにあたり、ふくしま道徳資料集や市町村発行の資料集掲載の教材等を、教科書中の教材に代わって位置付けることは可能か。可能であるとすれば、その位置付けにあたって、どのような配慮が必要か。

「小(中)学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編 第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点」には、「道徳教育の特性に鑑みれば、各地域に根ざした地域教材など、多様な教材を併せて活用することが重要となる。地域教材の開発や活用にも努めることが望ましい」と記述され、地域教材を意図的・計画的・組織的に開発し、活用することが望ましいとされている。

このことにより、「ふくしま道徳教育資料集」(県教委発行)及び「市町村発行の道徳教育資料集」等を、年間指導計画に「副教材」として積極的に位置付けることは、道徳科の趣旨と内容の実現に向けて非常に有効である。

なお、地域教材の開発にあっては、教材の具備すべき条件を備えているか精査するとともに、年間指導計画への位置付けに際しては、「教科書教材」に加えて「副教材」として併記し、その対応を明らかにすることが望ましい。

加えて、自校及び学年の重点とする内容・項目に照らして、教科書中の教材数が不足している場合、「私たちの道徳WEB版(文部科学省)」「小(中)学校道徳読み物資料集(文部科学省)」「ふくしま道徳教育資料集」等を主教材として位置付けることが可能である旨を付記しておく。

6 学校で決めた道徳教育の重点内容項目に対して、教科書教材が一部不足してしまうような場合、どのような対応が考えられるか。

各学校の道徳教育の重点内容・項目は、校長の指導の下、全職員が共通理解して設定した、とりわけ重要な内容の一つであることは言うまでもない。万が一、教科書教材数に合わせて、各学校の重点内容項目が設定されるということになれば、児童生徒の実態、地域や保護者、教師の願いが道徳教育に位置付けられないということになってしまう。そこで、このような場合は「ふくしま道徳教育資料集（県教委）」「小（中）学校道徳読み物資料集（文科省）」「私たちの道徳（WEB版）」等を主たる教材として位置付ける対応が考えられる。その際は、特記事項等にその旨を明記し、次年度以降の教育課程編成の参考となるように配慮してほしい。

7 自作教材は、今後活用することができなくなるのか。

自作教材の作成と活用については、授業者単独の判断であったり、その場限りの活用となったりしないことが大切である。そのためには、「小（中）学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 第3章 道徳科の内容 第2節 内容項目の指導の観点」に照らして、児童生徒の発達段階や特性に見合っているか、さらに「同第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点」に沿っているかを踏まえて、教材の具備すべき条件を備えているか事前に精査し、その使用が適切かどうか、校長の指導の下、学年や学校で共通認識をもって確認する手続きが必要となる。

8 「考え、議論する道徳」に代わって、「問題解決的な学習」や「道徳的行為に関する体験的な学習」などの質の高い多様な指導方法を耳にするようになった。両者は、どのようにつながっているのか。これから求められる多様な指導方法について教えてほしい。

『特別の教科 道徳』の指導方法と評価について（報告）平成28年7月22日 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」においては、これから求められる質の高い多様な指導方法の例示として、「読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習」「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」の3つが示された。これらは「考え、議論する道徳」をより具体化したものであると考えられ、それぞれが独立した指導の「型」を示しているのではなく、それぞれの要素を組み合わせた指導も考えられるとされている。今後は、各学校において、これら3つの指導方法を目安とした指導方法の開発と研究が推進されることを期待したい。

9 複式学級における道徳科の授業をどうつくりゃよいか分からない。どのように計画を立案すればよいか教えてほしい。

小（中）学校学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」では、「各学年の内容項目について、相当する学年において全て取り上げることとする。」とされており、該当する学年の全ての内容項目を取り扱うことが教育課程編成上必須の要件となる。

さらに、小学校学習指導要領解説「特別の教科 道徳編 第3章 道徳科の内容 第1節 内容構成の考え方（3）」には、「～特に必要な場合は、他の学年の内容項目の指導を加えることはできる」とされており、いわゆる飛び複式学級や変則複式学級の指導において、該当学年において取り扱わない内容項目を加えて指導できる旨が明記されている。

これらを踏まえると、「特別の教科 道徳」の複式学級における教育課程編成に際しては、次の3例が想定される。

- A 学年別の学習とし、それぞれの学年がそれぞれの目標内容で学習（「直接指導」と「間接指導」の組み合わせによる指導。通常の教科書給与による）
- B 2年間分をそれぞれ第1年次（A年度）と第2年次（B年度）別に平均に配当し、両学年が同目標内容で学習（該当する両学年の教科書の同時（一括）給与）
- C 2年間分の学習内容について、A年度は○学年の教材を主に、B年度は●学年の教材を主に配当し、両学年が同目標内容で学習（A年度は○学年の教科書給与、B年度は●学年の教科書給与）

いずれの例においても、メリットとデメリットがあり、どのような教育課程を編成するかは、自校及び児童生徒の実態をどうとらえて、学校として最も適切な教育課程を編成するかが問われるところである。

なお、いずれの例においても、今後の学級編成の推移を想定したり、教科書給与上の事務手続きを適切に行ったりするなど、学校全体として見通しをもった対応が求められる。

さらに、市町村の様々な事情により、ケースが限られる場合もあるので、各市町村教育委員会に確認願いたい。

10 来年度に向けて、複式学級の教育課程編成を行うにあたり、通常の学年通りの教科書の一括給与を行い、学年別の指導（それぞれの学年がそれぞれの目標内容で学習）を行うための道徳科の年間指導計画を作成する際、何か配慮・工夫する点はあるか。

例えば、同じ内容項目を同時期・同時間に配当することにより、学年別と学級全体の学習形態を組み合わせる弾力的な学習指導を実施することなどが考えられる。具体的には、次の例の通りである。

（例）3・4学年（複式学級）において、5月第2週の同時刻に、いずれの学年も同じ内容項目（親切・思いやり）を扱い、共通のねらいを設定した年間指導計画を構想

- 導入は両学年合同の活動とし、ねらいとする内容・項目（親切・思いやり）についての方向付けを図る。
- 展開前段の活動は各学年別で行い、各学年別の教材を活用して、「親切・思いやり」を追求する。その際は、直接指導と間接指導を組み合わせる実施したり、管理職を含めた教師の協力的な指導を行ったりしながら、各学年の児童の実態に合った展開を工夫する。
- 展開後段（自己を見つめる時間）と終末は、両学年合同に戻し、展開前段で話し合った「親切・思いやり」について紹介し合ったり、「親切・思いやり」にかかわって自分の生活を見つめ直したりする。

この例は、あくまでも学校の創意工夫の一つでしかない。校長の指導の下、各学校の実態に応じたカリキュラムを全職員の共通理解の基に計画し、実践していくことが大切である。

なお、教材に描かれた特性（季節や行事等）により、同じ内容項目であってもどうしても同時期・同時間で組み合わせることのできない内容もあると考える。その場合、例えば、学校や学級で重点的に扱う内容・項目等についてのみ同時期・同時間で扱うなど、自校の共通方針に基づいて、柔軟に年間指導計画を作成することが大切である。

11 特別支援学校における道徳科の授業の位置付けは、教科化される前と変わるか。また、道徳教育の全体計画や指導計画を作成する上で、どのような点に留意すべきか。さらに、小・中学校の特別支援学級では、どのような点に留意すべきか。

特別支援学校においても、道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いは、小学校又は中学校に準ずることとなっている。準ずるということは、同一ということの意味しているため、小学校及び中学校学習指導要領に示されているとおりに取り扱わなければならない。しかし、知的障がい特別支援学校においては、各教科等の一部又は全部を合わせて指導を行える規定（学校教育法施行規則第130条第2項）があることから、この規定により各

教科等を合わせた指導の中で適切に扱う場合もあるため、取扱いについては自校の教育課程によるとされている。

特別支援学校学習指導要領第5章 特別の教科 道徳には、指導計画の作成や内容の取扱いについて、3つの配慮事項が示されていることから、それらを十分に配慮する必要がある。

また、特別支援学級においても、小・中学校に設置されている学級であることから小学校及び中学校学習指導要領を踏まえる必要がある。しかし、知的障がい特別支援学級において特別支援学校の学習指導要領を参考としている場合は、上記と同様である。

12 「大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること」とあるが、具体的に教えてほしい。

小（中）学校学習指導要領解説「第5章 第2節 道徳科における児童（生徒）の学習状況及び成長の様子について」の「道徳科に関する評価の基本的な考え方」には、「道徳科の学習状況の評価に当たっては、道徳科の学習活動に着目し、年間や学期といった一定の時間的なまとまりの中で、児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する必要がある。」とされている。指導要録の記入上の大きくりなまとまりは、一年間を指すが、児童生徒を受け止めて認め、励ます評価を、どの時期にどう実施し、児童生徒や保護者に還元していくか、各学校で設定する必要がある。保護者に還元していく方法が、通知表へ記述する、面談でお知らせするなど、どのように実施するかについては、各学校の判断に委ねられる。いずれの場合も、市町村教育委員会の指導助言の基、進めていくことが大切である。

13 評価にかかわって、「個々の内容項目ごとではなく」とは、どうとらえればよいのか、教えてほしい。

一つ一つの内容項目ごと（授業ごと）に、「ABC」や「数値」等による評価をしないことを意味する。「内容項目について記述してはいけない」ということではなく、各学校が設定した大きくりなまとまりの期間で、児童生徒がいかに成長したかという点からの個人内評価として実施し、把握した学習状況や道徳性の成長に係る様子の中で特に顕著なものを評価することから、児童生徒の成長を特に表す内容項目にふれることは何ら問題ありません。当然ながら、児童生徒や保護者に評価を還元することにより、児童生徒を積極的に認め励ましたり、その後の指導に生かしたりする役割があることも言うまでもない。

14 道徳性の諸様相（道徳的判断力、心情、実践意欲と態度）を評価の観点とすることはなぜ適当ではないのか。また、個人内評価であっても、何らかの観点がないと、評価ができないのではないのか。

「道徳的判断力、心情、実践意欲と態度」はそれぞれ独立したものではなく、相互に関係し合っており、切り分けられないものであることから、これらを資質・能力の3つの柱にそれぞれ分けて位置付けることはできないものと考えられる。

児童生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目的とする道徳科の評価としては、観点別に分析的に評価する（観点ごとにABCを付ける）ことは適当ではないと考えられる。

一方で、評価を行い、指導の改善等につなげるためには、授業の中でどのような児童生徒の姿に着目するかという、視点をもつことが大切であると考えられる。小（中）学習指導要領解説編では、学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、

- 一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
 - 道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか
- といった2点を重視して評価を実施することが大切である。

15 道徳科の授業で行われる評価を、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の評価と関連させ、よく行動できている点について積極的に評価したいと考えているが大丈夫か。道徳科の評価について教えてほしい。

学校生活で見られる姿は、これまで通り「行動の記録」の要素となる。

道徳科における評価は、道徳科の授業を行った結果として見られた「学習状況」や「道徳性に係る成長の様子」を見るものであるため、授業の中で見られた発言や記述などを基に評価を行うことになる。

道徳科の評価を行う基本的な方向性として、次の5点を確認しておきたい。

- (1) 数値による評価ではなく、記述式とすること。
- (2) 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- (3) 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価とすること。
- (4) 学習活動において、児童生徒が多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりで深めているかといった点を重視すること
- (5) 調査書に記載せず、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにする必要があること。

16 道徳科の教育課程編成上、「これだけは …」というポイントがあれば、教えてほしい。

小(中)学校学習指導要領(平成29年3月)・第3章特別の教科道徳・第3指導計画の作成と内容の取扱いの1には、「…第2に示す(各学年段階の)内容項目について、相当する学年(各学年)において全て取り上げることとする」とされている。小学校低学年19項目・中学年20項目、高学年22項目、中学校22項目の内容項目を全て取り上げることは必須要件となるので、各学年の年間指導計画を必ず確認してほしい。

17 中学校において、全面実施を次年度に控えた平成30年度は、どのような取組を行えばよいか。

前述の平成29年度の道徳教育実施状況調査によれば、教科化に向けて何らかの先行実施を行っている中学校の割合が24.5%となっている。各学校では、全面実施までのロードマップを作成し、計画的・組織的に取組を行ってほしい。

その取組の例としては、次のような取組が考えられる。

- 内容項目を新学習指導要領に対応して計画・実施する。
- 質の高い多様な指導方法(道徳のかけ橋第14号参照)や評価、道徳教育アーカイブ(道徳のかけ橋第16号参照)等を活用した研修を実施し、教員の教科化の趣旨や内容の理解及び指導力の向上を図る。
- 保護者や地域住民に向けて、道徳科の全面実施に向けた周知を行う。
なお、周知の際のポイントは、道徳のとびら(平成29年11月発行)の『特別の教科 道徳』がいよいよ始まります。」コーナーを参照してほしい。
- 通知表の所見を試行的に実施するなどして、次年度の評価に向けた見通しをもつ。

18 教科化に際して、教職員の研修を充実させたいと考えているが、参考になるホームページや資料等を教えてほしい。

以下の報告書や動画等について、校内研修、教育課程編成等の参考にさせていただきたい。

〔学習指導要領等〕

- 小（中）学校学習指導要領 平成29年3月31日 文部科学省（文部科学省HP）
- 小（中）学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編 平成29年6月（7月）文部科学省（文部科学省HP）

〔通知等〕

- 学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（28教義第846号 平成28年8月10日付）

〔報告書・広報誌等〕

- 「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）平成28年7月22日 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議（文部科学省HP）
- 福島県道徳教育推進報告書（福島県教育庁義務教育課HP）
- 道徳のとびら（福島県教育庁義務教育課HP）
- 道徳のかけ橋（福島県教育庁義務教育課HP）

〔動画等〕

- 道徳教育アーカイブ（<https://doutoku.mext.go.jp>）
- 校内研修シリーズ「道徳教育」（独立行政法人教職員支援機構HP）

新学習指導要領 Q & A [総合的な学習の時間] (小・中)

1 移行期に「総合的な学習の時間」から15時間を外国語や外国語活動に振り替えることができるか。

29文科初第536号の「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」(通知)による。

各学校が現行の教育課程に更に15単位時間の授業時数を加えて確保することが困難な場合など、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間及び総授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができる特例で、移行期間に限り講じる措置である。

2 「探究的な見方・考え方」とはどんなことか。

各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けるという総合的な学習の時間の特質に応じた見方・考え方を探究的な見方・考え方という。

3 総合的な学習の時間で育成することを目指す資質・能力として「(1)～課題に関わる概念を形成し、探究的なよさを理解するようにする」とある。どのようなことを意味しているのか。

探究的な見方・考え方を働かせて、教科等横断的・総合的な学習に取り組むという総合的な学習の時間だからこそ獲得できる知識は何かということに着目することが必要である。総合的な学習の時間における探究の過程では、児童生徒は、教科等の枠組みを超えて、長時間じっくり課題に取り組む中で、様々な事柄を知り、様々な人の考えに出会う。その中で、具体的・個別的な事実だけでなく、それらが複雑に絡み合っている状況についても理解するようになる。その知識は、教科書や資料集に整然と整理されているものを取り込んで獲得するものではなく、探究の過程を通して、自分自身で取捨・選択し、整理し、既にもっている知識や体験と結び付けながら、構造化され、身に付けていくものである。こうした過程を経ることにより、獲得された知識は、実社会・実生活における様々な課題の解決に活用可能な生きて働く知識、すなわち概念が形成されるのである。

探究的な学習のよさを理解するということは、探究的な学習はよいものだというようなことを児童が観念的に説明できるようになることを目指すものではない。総合的な学習の時間だけではなく、様々な場面で児童自らが探究的に学習を進めるようになることが、そのよさを理解した証となる。

4 各学校において定める目標については、「各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと」とあるが、どのようなことを意味しているのか。

各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間の目標を設定することは、総合的な学習の時間の目標が学校の教育目標と直接的につながることになり、総合的な学習の時間が各学校の教育目標を教育課程で具現化するものになるとともに、総合的な学習の時間と各教科等の学習とを関連付けることにより、総合的な学習の時間を軸としながら、教育課程全体において、各学校の教育目標が反映されていくことになる。

総合的な学習を通して育成を目指す資質・能力を示すとは、各学校における教育目標を踏まえて、各学校において定める目標の中に、この時間を通して育成を目指す資質・能力を「三つの柱」に即して具体的に示すことである。

5 「目標を実現するにふさわしい探究課題」「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」とは、どのようなことを意味しているのか。

「目標を実現するにふさわしい探究課題」とは、目標の実現に向けて学校として設定した、児童生徒が探究的な学習に取り組む課題であり、従来「学習対象」として説明されてきたものに相当する。探究課題とは、児童生徒が探究的に関わりを深める人・もの・ことを示したものである。

「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」とは、各学校において定める目標に記された資質・能力を各探究課題に即して具体的に示したものであり、教師の適切な指導の下、児童生徒が各探究課題の解決に取り組む中で、育成することを目指す資質・能力のことである。

総合的な学習の時間の内容は、「目標を実現するにふさわしい探究課題」と「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つによって構成される。目標の実現に向けて児童生徒が「何について学ぶか」を示したものが探究課題であり、各探究課題との関わりを通して、具体的に「どんなことができるのか」を明らかにしたものが具体的な資質・能力である。

6 「考えるための技法」とは何か。

「考えるための技法」とは、考える際に必要となる情報の処理方法を「比較する」「分類する」「関連付ける」のように具体化し、技法として整理したものである。総合的な学習の時間において、各教科等を越えて全ての学習における基盤となる資質・能力を育成することが期待されている中で、教科等横断的な「考えるための技法」を探究的な過程の中で学び、実際に活用することが大切である。

新学習指導要領Q & A【特別活動】(小・中)

1 これまでの総合的な学習の時間の取組みを特別活動として組換えることは可能か。

総合的な学習の時間において計画した学習内容が、学習指導要領に示された特別活動の目標や内容と同等の効果が得られる場合について、総合的な学習の時間の実施によって、特別活動の学校行事の実施に替えることができる。

例えば、総合的な学習の時間における自然体験活動やボランティア活動が、集団活動の形態をとり、よりよい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動となる場合、組換えが可能となる。

2 キャリア教育の視点から小・中・高等学校のつながりが明確になるように、小学校の学級活動の内容として新たに「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」の内容が加わった。時間の配当、内容の配分では、どのような配慮が必要か。

特に必要な配慮事項を、下に4点示す。

- ① 学級活動は、3つの内容から構成されている。(1)のアからウ、(2)のアからエ、(3)のアからウの10項目全てについて、各学年の年間指導計画に位置付けることが必要である。
- ② 10項目それぞれに充てる授業時数は、学校や児童及び低・中・高学年の内容に応じて適切に配分する。その際、擬似的な体験を通してではなく、実生活の中で生じた諸問題を解決するなど、よりよい生活をつくる活動を重視することが大切である。
- ③ 内容(2)及び(3)は、学級、学校及び児童の実態に応じて取り上げる指導内容の重点化を図ることが大切である。
- ④ 学区内の小学校と中学校、学区内の小学校同士が連携を深め、地域の実態に応じて、全体として取り組んでいくなどの工夫が必要である。

3 特別活動といじめの未然防止等を含めた生徒指導とは、どのような関連があるのか。

生徒指導のねらいである互いの人格を尊重し、個性の伸長とともに、社会的資質や行動力を高める上で、自発的、自治的な活動を中心とした学級活動の充実が重要であり、このことはいじめの未然防止にもつながる。

また、いじめの背景には、学級内の人間関係に起因するものが多く指摘されることから、学級経営と生徒指導の関連を図った、学級経営と生徒指導の関連を図った、学級活動の充実がいじめの未然防止の観点からも一層重要になる。

ただし、特別活動として取り扱ってよいのは、あくまで未然防止の段階である。認知されたいじめについては、特別活動としては取り扱うことはできない。

4 給食の時間における指導は、特別活動の標準時数に含むことはできるのか。

給食の時間に関しては、学習指導要領第1章総則第1の(3)で「学級活動(学校給食に係るものを除く)」とされているため、給食の時間における指導は特別活動の標準時数には含まれない。

このことは、給食の時間における指導を学級活動として位置付けることを否定したものではない。

5 児童会・生徒会活動、クラブ活動（小学校のみ）、学校行事の適切な授業時数とはどの程度の時数なのか。

学校や児童生徒などの実態を考慮し、学級活動以外の特別活動の授業時数を配当することになる。実際には、年間の授業に充てる総授業時数から各教科当別に表示された時数を除いた中から配当することになる。

具体的には、児童会・生徒会活動、クラブ活動（小学校のみ）、学校行事の目標やねらいが十分に達成できるようによく検討した上で年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるなどして、全体計画を作成することになる。

授業時数が適切かどうかは、地域や学校、児童生徒の実態により異なるため、各活動や行事のつながりを常に意識し、組織的に年間を通した「編成」「実施」「評価」「改善」に取り組むことで判断しなくてはならない。

当然、特別活動の特質を踏まえ、生徒や教職員にとどまらず、保護者や地域住民の声を生かした「実施」「評価」を推進することが望まれる。

6 特別活動の評価は、どのような点に配慮して進めればよいか。

児童生徒一人一人のよさや可能性を児童生徒の学習過程から積極的に認めるようにするとともに、特別活動で育成を目指す資質・能力がどのように成長しているかということについて、各個人の活動状況を基に評価を進めていかななくてはならない。つまり、活動の結果だけでなく活動の過程における児童生徒の努力や意欲などを積極的に認めたり、児童生徒のよさ多面的・総合的に評価したりする配慮が必要である。

そのために、児童生徒一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりすることができるようなポートフォリオ的な教材などを活用して、自己評価や相互評価するなどの工夫が求められる。

また、特別活動の評価に当たっては、各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の場所や時期、方法を明らかにする必要がある。その際、学級担任以外の教師とも共通理解を図って適切に評価できるようにすることが大切である。

7 ポートフォリオ的な教材とは、どのような教材なのか。

キャリア教育に関わる活動に関して児童生徒が見通したり振り返ったりして記述する教材である。小学校、中学校、高等学校の各段階における学習や生活を振り返って蓄積していくことにより、系統的なキャリア教育を充実させていくことになる。

今後、国から各種資料等が提供される。それを活用しつつ、各地域・各学校における実態に応じ、学校間で連携しながら、柔軟な工夫を行うことが求められている。